

平成26年度

宗像市子どもの権利救済・回復活動報告書



宗像市子どもの権利救済委員
むなかた子どもの権利相談室
(ハッピークローバー)

も く じ

はじめに（巻頭言）

宗像市子どもの権利代表救済委員 小坂 昌司

1. 宗像市子ども基本条例と権利救済制度		
(1) 宗像市子ども基本条例制定の経緯及び目的	1	
(2) 宗像市子ども基本条例の特徴及び推進体制	2	
(3) 宗像市子ども基本条例に基づく各施策	3	
(4) 宗像市子どもの権利の日の授業の実際	5	
(5) 宗像市子どもの権利救済・回復のしくみ	6	
(6) 宗像市子どもの権利救済委員・相談員	7	
2. 子どもの権利救済・回復活動の概況		
(1) 年間相談件数（新規件数・実件数・延件数）	8	
(2) 月別相談件数（新規件数・実件数・延件数）	9	
(3) 相談者別件数（実件数・延件数）	10	
(4) 相談対象者別学年別相談件数（実件数）	11	
(5) 継続回数別相談件数（実件数）	12	
(6) 主訴別相談件数（実件数・延件数）	13	
(7) 主訴別相談者別相談件数（実件数）	14	
(8) 子どもからの主訴別年代別相談件数（実件数）	15	
(9) 曜日別相談件数（実件数・延件数）	16	
(10) 時間帯別相談件数（実件数・延件数）	17	
(11) 相談方法別相談件数（実件数・延件数）	18	
(12) 救済申し立て・発意件数	18	
(13) 特徴と傾向	19	
3. 子どもの権利救済・回復活動の実際		
(1) 相談・助言・支援	20	
(2) 救済申し立て・発意	20	
(3) 救済委員会議報告	21	
4. 広報・啓発活動		
(1) リーフレット・カードの配布	23	
(2) 小中学校での広報・啓発活動	25	
(3) 「はびくろ通信」の発行	26	
(4) 宗像市子どもまつりでの取り組み	28	
(5) 宗像市子どもの権利の日の授業への参画	29	
(6) むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」についてのアンケートの実施	30	
(7) その他の活動	30	
5. 平成 26 年度の総括と平成 27 年度に向けて		
(1) 平成 26 年度の総括	31	
(2) 平成 27 年度の活動計画	32	
6. 子どもの権利救済委員からのメッセージ		
頼るちから	小坂昌司代表救済委員	33
「お・も・い・や・り」にええられた		
宗像市子ども達と共に	山本裕子救済委員	34
相談することでの子どもの自己確立	市川雅美救済委員	35
7. 資 料		
・ 平成 27 年度むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」についてのアンケート結果	37	
・ 宗像市子ども基本条例	45	
・ 宗像市子ども基本条例施行規則	54	
・ 平成 26 年度子どもの権利救済委員・相談員・事務局員名簿	63	

はじめに（巻頭言）

宗像市子どもの権利代表救済委員

小坂 昌司

平成26年度宗像市子どもの権利救済・回復活動報告書を手にとっていただき、ありがとうございます。

この報告書は、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」の2年目のとりくみについて、救済委員、相談員、事務局が話し合い、その成果と課題をまとめたものです。

一昨年、手探りの状態で始まったハッピークローバーの活動も、徐々に軌道に乗ってきています。1年目に続いて、小中学校を始めとする関係機関への広報活動を積極的に進めるとともに、相談受付時間を変更するなど、子どもたちがより利用しやすい相談室の運営につとめました。その結果、1年目に引き続いて相当な数の相談がありました。

また、今年度は、救済機関の活動が始まって第1号となる、救済委員の発意に基づく調整活動も行いました。

ハッピークローバーが宗像の子どもたちの悩みを解決する場所として、一定の役割を果たしているものと考えています。

もっとも、今年度実施した小学校5年生と中学校2年生に対するアンケート結果によると、ハッピークローバーの存在自体を知らない子どもが16パーセントくらいいます。また、悩みがあるときにハッピークローバーに相談しようと思う子どもは、全体の30パーセント程度にとどまっています。

全ての子どもたちがハッピークローバーの存在を知り、より多くの子どもたちが「悩んだときに相談しよう」と思ってくれる場所になるように、これからも、子ども達や関係機関の皆様の声を聞きながら、努力していきます。

報告書を読まれての感想などがありましたら、ぜひ、相談室までお寄せいただくとともに、これからもハッピークローバーの活動へのご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

1. 宗像市子ども基本条例と権利救済制度

(1) 宗像市子ども基本条例制定の経緯及び目的

① 経緯

平成 22 年 4 月	市長選挙のマニフェストで、条例制定を公約
平成 22 年 7 月 29 日	宗像市次世代育成支援対策審議会に条例案策定を諮問
平成 23 年 4 月	子ども部新設
平成 23 年 9 月 20 日	宗像市次世代育成支援対策審議会から、中間答申書が提出される。
平成 23 年 10 月	パブリック・コメントの実施（1ヶ月間）
平成 23 年 12 月 19 日	宗像市次世代育成支援対策審議会から、最終答申書が提出される。
平成 24 年 3 月	宗像市議会において、全会一致で条例案が議決される。
平成 24 年 4 月 1 日	条例施行。子どもの権利救済制度は、平成 25 年 4 月 1 日施行となる。
平成 25 年 4 月 1 日	全面施行。子ども相談センター開設（同センター内に子どもの権利相談室と家庭児童相談室を併設）

② 目的

- ◆ 大人の果たすべき役割を明確にし、子どもの権利を守っていく。
- ◆ 将来にわたって子どもの権利の普及・啓発を行い、家庭・地域・学校など、子どもが育つ全ての場面において、きちんとした理念のもとに子どもを育成することができるようにする。
- ◆ 宗像市の子ども施策の法的根拠とする。

③ 子どもや市民意見の反映

○ 意見交換

- 子どもとの意見交換

審議会の委員と小学生から高校生までの 16 人の子どもと座談会形式で意見交換を実施しました。



- 子どもに関わる団体との意見交換

審議会の委員と 5 団体 9 人の方と意見交換を実施しました。

○ アンケート調査

- 宗像市子どもまつりの会場での調査

毎年 11 月 3 日に開催している宗像市子どもまつりにおいて、子どもと大人それぞれを対象にしたアンケートを実施し、子ども 244 人、大人 252 人から回答を得ました。

○ 学校における調査

小学 5 年生及び中学 2 年生全員を対象にアンケートを実施しました。

- 市民アンケートでの調査
 - 「子どもの権利条約」の認知度調査を実施。結果は次のとおりです。
内容まで知っている 9% 名前だけ知っている 55% 知らない 36%
- 意見募集
 - 広報紙での市民意見募集
6人の市民と2つの団体から、計41項目の意見が提出されました。
 - パブリック・コメント
平成23年10月1日～31日までの期間で実施し、15通127件の意見が提出されました。パブリック・コメントの実施に当たっては、並行して説明会を実施し、条例制定の趣旨及び内容について周知を図りました。

(2) 宗像市子ども基本条例の特徴及び推進体制

① 特徴

- 「子どもの権利」「大人の責務」「子どもにやさしいまち」を3つの柱とし、救済制度を設けていること。
- 「子どもの権利」「健全育成」「子育て支援」を盛り込んだ総合条例

○ 子どもの権利

- ◆ 安心して生きる権利 : あらゆる差別及び暴力を受けず、放置されないことなど
- ◆ 自分らしく生きる権利 : 個性が尊重され、その個性を伸ばすことなど
- ◆ 豊かに育つ権利 : 良い事、悪い事及び社会のルールについてきちんと教えてもらうこと、学ぶこと、遊ぶことなど
- ◆ 意見を表明する権利 : 自分の気持ち又は考えを表現し、尊重されること年齢に応じて、意思決定に参加することなど
- ◆ 子どもの役割 : 自分の権利が尊重されるのと同様に、他人の権利を尊重するように努めなければならないことなど

○ 大人の責務

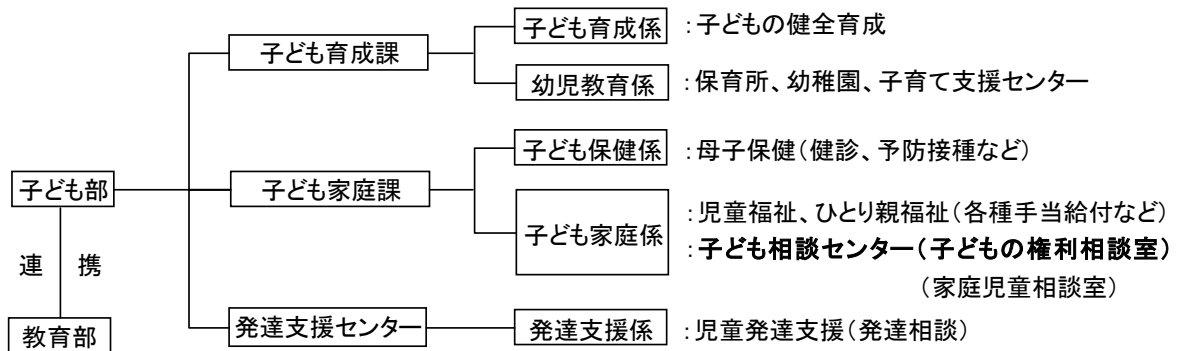
- ◆ 保護者の役割 : 子どもの最善の利益を第一に考え、愛情をもって子どもの成長及び発達に応じた養育をしなければならないことなど
- ◆ 市民等の役割 : 地域の行事、運営について、子どもが考えを表明又は参加する機会を設けるよう努めなければならないことなど
- ◆ 子ども関係施設の役割 : 子どもの最善の利益を第一に考え、愛情をもって指導又は援助を行い、子どもを育成しなければならないことなど
- ◆ 市の役割 : 虐待、いじめその他の子どもの権利を侵害する行為の防止及び早期発見に努めなければならない。被害を受けた子どもを発見した場合、その保護・救済に努め、支援をしなければならないことなど

○ 子どもにやさしいまち

- ◆ 施策の推進（行動計画の策定など）
- ◆ 子どもの居場所づくり
- ◆ 子どもの意見表明の機会の提供
- ◆ 子育て支援
- ◆ 健全な発達を阻害する環境からの保護

② 推進体制

平成 23 年 4 月、市長部局に子ども部を新設。学校教育を除く子ども施策の一本化を行った。現在の庁内の推進体制は次のとおり。



(3) 宗像市子ども基本条例に基づく各施策

次の重点事項に基づき、施策を推進しています。

事 項	内 容
子どもの権利に関する意識の向上	○ 学校教育における学習活動 ○ 大人に向けた周知・啓発
子どもの権利に基づいた育成事業	○ 子どもの居場所、体験の機会
子どもの権利を守る	○ 子どもの権利救済委員 (子どもの権利相談室)

※ 施策の検証は、宗像市次世代育成支援対策審議会が行います。

① 子どもの権利に関する意識の向上

- 学校教育における学習活動
 - 教材の提供
 - 宗像市教育ハンドブックへの掲載
 - 平成 26 年度の教育 21 世紀プラン、学校経営要綱、指導計画等への位置づけ
- 大人に向けた周知・啓発
 - 広報紙、ホームページ、冊子等の媒体による取り組み。
啓発記事を毎月掲載（平成 24 年度は条例の解説、25 年度は事例による啓発）
大人版パンフレットの全戸配布（平成 24 年 11 月 15 日号広報配布時）
子ども版パンフレットの全小中学生への配布（平成 24 年 11 月 20 日）

- 講演会、研修会
子ども会役員会、コミュニティ運営協議会、市民活動団体、ルックルック講座、PTA、民生委員児童委員協議会等を対象に実施
学校、保育所、幼稚園その他の子ども関係施設職員に向けて啓発
- その他
宗像市子どもまつりでの啓発活動
子ども相談センター周知の場面での啓発
子育て支援事業、母子保健事業、子ども福祉事業等において必要な場面で啓発
街頭啓発（11月20日子どもの権利の日）

② 子どもの権利に基づいた育成事業

- 子どもの居場所づくり事業等の展開
 - コミュニティその他による子どもの居場所づくり（寺子屋など）
 - プレーパーク事業の展開
- 各種の体験事業
 - 宗像市子どもまつり（子どもの体験、発表の場）
 - 宗像市中学生職場体験学習ワクワクWORK（市内全中学2年生の1週間の職場体験）
 - 夏の課外授業（市内事業所が子ども向け体験事業を実施）
 - 世界一行きたい科学広場（大学、高校、企業が子ども向け科学体験を実施。高校生が活躍）
 - コミュニティその他の体験事業（地域が体験事業を実施）
- グローバル人材の育成
 - 学校教育におけるALTを活用した外国語活動
 - イングリッシュ・サマーキャンプ（小5・6年）
 - ニュージーランド研修（小6・中学生）
 - カナダ研修（高校生）

※外国人とふれあうことや異文化体験を行うことにより、コミュニケーション能力や違うものを理解し受け入れる力を養います。また、可能性を伸ばす機会にもなります。
- 意見表明及び体験発表
 - スピーチコンテスト（小中学生）
 - 宗像市子どもまつり子ども実行委員会（企画・運営を子どもたちが実施）
 - わくわく体験報告会（体験したことを子どもたちが発表）
 - 「子どもの権利相談室」の愛称募集（子どもが応募し、子どもの投票で決める）

③ 子どもの権利を守る

- むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」
 - 市役所内に開設した子ども相談センターに子どもの権利相談室「ハッピークローバー」を設置しました。専任担当職員を配置し、「家庭児童相談室」と連携をとりながら権利救済に取り組んでいます。子どもの権利相談員（臨床心理士・教員）を2人配置しています。第三者独立機関として、3人の宗像市子どもの権利救済委員（弁護士、社会福祉士、臨床心理士）が活動しています。開設当初は、「子どもの権利救済機関」と呼称していましたが、より分かりやすくするために「子どもの権利相談室」と名称を変更しました。また、平成25年度に市内の子どもたちに愛称を募集し、子どもたちの投票によって、「ハッピークローバー」と名前がつけました。

(4) 宗像市子どもの権利の日の授業の実際

① 子どもの権利や子ども基本条例の啓発について

- ◎「子どもの権利の日」ののぼり旗を掲示
- ◎市内全児童・生徒にパンフレットを配付
- 学級の人権カレンダー・校内人権コーナーに掲示
- 学校・学級通信等で子どもの権利の日を紹介
- PTA 会議の中で、校長先生から紹介（小：1校）
- 日曜参観時に授業の実施（小：2校）
- 学校の日に授業の実施（小：1校、中：1校）
- 子どもの権利について全校放送（小：1校）
- 職員研修の実施（小：5校、中：3校）

◎の項目は、
全小中学校が実施する事項
○の項目は、
小・中学校が選択して実施する事項

② 子どもの権利の日の授業について

【学習目標】

自分も他人もお互いの権利を大切にして暮らすための、知識・技能・態度を学習する。

【実施内容】

子どもの権利について網羅的に取り組んでいく。

1年生から8年生（中学校2年生）までは、道徳や学級活動、各教科などの授業の中で、具体的な生活場面や事例を題材にして学習を進め、子どもの権利については、導入や終末に位置付けて扱う。9年生（中学校3年生）は、社会科の公民的分野と関連させながら、発展的な内容として「権利・条例」そのものを学習対象として位置付ける。

◎道徳や特活で授業を実施（小：187学級、中：61学級 実施率93.4%）

（平成25年度、小：30学級、中：5学級 実施率13.7%）

【城山中学校3年生の授業】

納税や就労を免除されている今の期間を「モラトリアム」（義務猶予期間）ととらえ、その時期に、将来の自分が自律するために、①やらなければならないこと、②やってみたいこと、③やりたくないことをブレインライティングの手法で考えさせていました。たくさんの意見を出させて、それを4つの権利という視点で整理分類することで、自身の問題として条例が存在していることを身近に感じることができていました。



最後に決意（宣言）を書き込みました

【自由ヶ丘小学校6年生の授業】

教育基本法第1条を資料として使い、権利について自分の生活、行動をふり返らせるという取り組みでした。また、授業の最後の場面で、子ども基本条例のパンフレットを配布し、宗像市の子どもにも権利が存在するということをきちんと押さえていました。学習後の子どもの感想には、「私たちを守るためにたくさんの権利があることが分かった」「学校に行く目的がたくさんあることが分かった。学校でのルールやマナーを守って過ごすことが大切だと思った。」「自分の権利を大切にすると、他の人の権利も大切にすると」などがありました。

○朝の活動等で紹介、7校66学級

（平成25年度8校62学級）

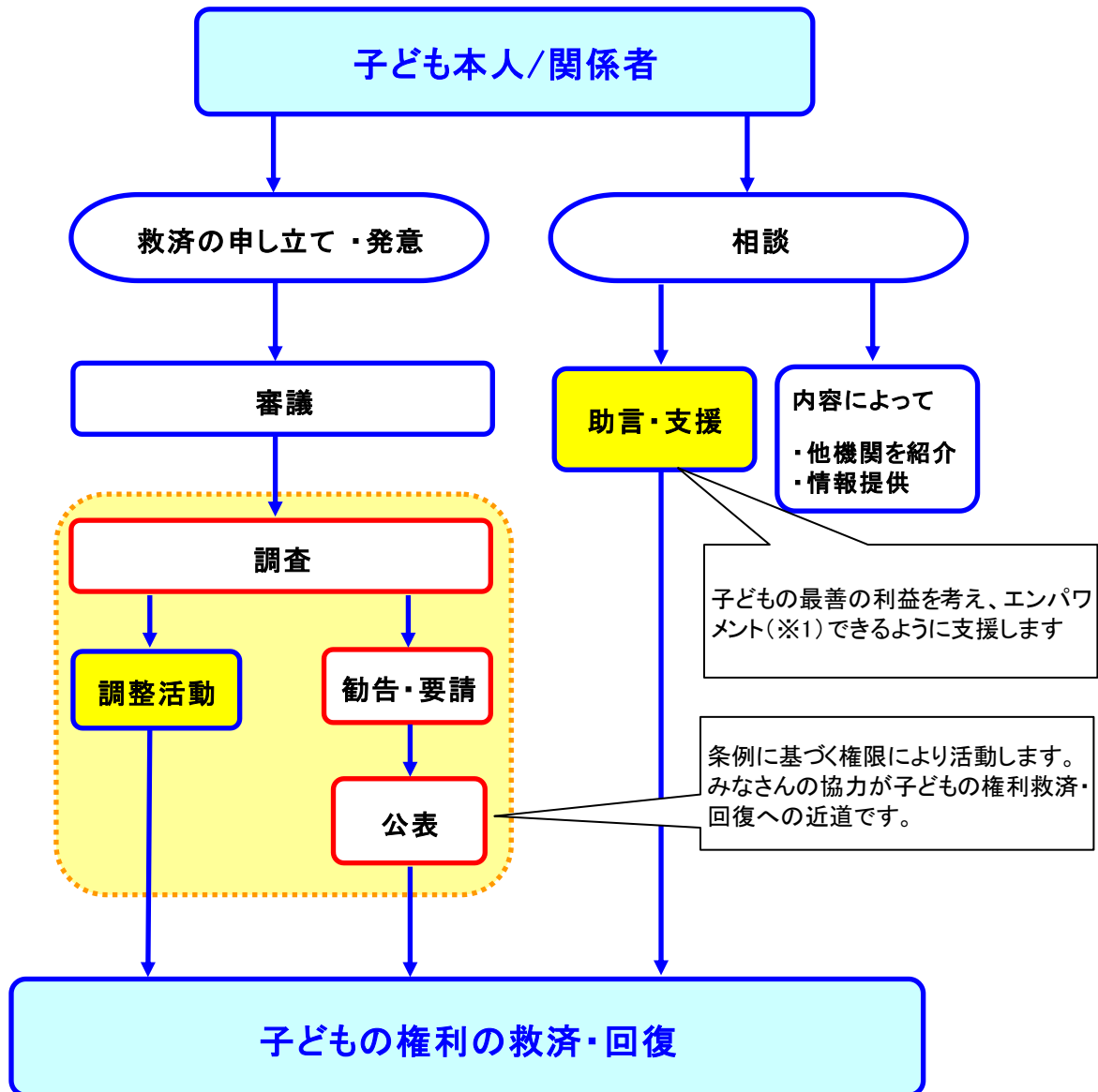
○全校集会等で実施。（小：2校、中：1校）

※ 授業や朝の会等で、市内全小中学校の100%の学級で子どもの権利や子ども基本条例の学習が実施された。



小学校の全校集会の様子

(5) 宗像市子どもの権利救済・回復のしくみ



※1 エンパワメント：個人が自分自身の力で問題や課題を解決していくことができる社会的技術や能力を獲得すること。

① 審議

救済の申し立てが、調査・調整活動が必要な事案であるかを判断します。

② 調査

客観的な事実関係を把握するために行います。強制力はありませんが、条例第2条で規定するものすべてに対して調査を行うことができます。この調査は、子どもの権利救済委員が指示することにより、子どもの権利相談員が行うことができます。

③ 調整活動

問題の解決のために、関係者間の関係の調整を図る活動です。

④ 勧告

実際に発生している子どもの権利の侵害に対して、適切な措置を講ずるよう求める場合に行います。

⑤ 要請

実際に発生している子どもの権利の侵害の原因が制度やルールにある場合、必要な改善や見直しを行うように促す場合に行います。

⑥ 公表

「勧告」や「要請」の内容や、対応状況等を広報や宗像市公式ホームページ、記者発表等で公表します。

(6) 宗像市子どもの権利救済委員・相談員

① 宗像市子どもの権利救済委員について

- ア 立場 …地方自治法第138条の4第3項に規定される市の附属機関。活動において迅速性、専門性を発揮する必要があるため、独任制を採っています。
- イ 任期 …1期2年、3人以内を選任、再任の制限はしていません。
- ウ 勤務 …月1回の定例会議を実施しています。事例が発生した場合は、随時活動します。その他、啓発（研修）やイベント時にも参加します。
- エ 役割
- 子どもの権利の侵害について、子どもとその他関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をします。
 - 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査又は関係者間の調整をします。
 - 子どもが権利の侵害を受けていると認めるときに、自らの判断で調査をします。
 - 必要と認めるときに、子どもの権利を侵害した者に対して、是正措置を講ずるよう勧告し、又は制度の改善を要請します。
 - 上記の勧告又は要請に対する是正措置又は制度等の改善の状況等の報告を求めます。

② 宗像市子どもの権利相談員について

- ア 役割
- 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をします。
 - 子どもの権利救済委員の補助として子どもの権利に関する調査をします。
 - 子どもの権利の普及に関することに取り組みます。
 - 上記の他、子どもの権利の救済及び回復のために必要なことに取り組みます。

2. 子どもの権利救済・回復活動の概況

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までに、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」に寄せられた相談は下記のとおりです。

(1) 年間相談件数（新規件数・実件数・延件数）

表 1 年間相談件数（新規件数・実件数・延件数）

	平成25年度	平成26年度
新規件数	67	62
継続件数		7
実件数	67	69
延件数	119	240

*1 実件数：その年度において、一人の相談者についての初回から終結までの相談件数を 1 案件とする。

*2 延件数：たとえば、1 案件で 4 回の相談を受けた場合は、延件数 4 件とする。

*3 継続件数：前年度からの継続実件数

平成 26 年度に受けた新規件数は 62 件でした。実件数は 69 件で、うち 7 件が平成 25 年度からの継続件数でした。平成 25 年度と比較すると新規件数で 5 件の減少が見られますが、平成 25 年度からの継続相談があったため実件数では 2 件の増加となりました。

平成 26 年度に受けた延件数は 240 件でした。平成 25 年度と比較すると 2 倍の相談件数がありました。実件数を比較すると平成 25 年度とあまり変わらないことから、何回も相談を重ねる案件が増えていることが考えられます。

(2) 月別相談件数（新規件数・実件数・延件数）

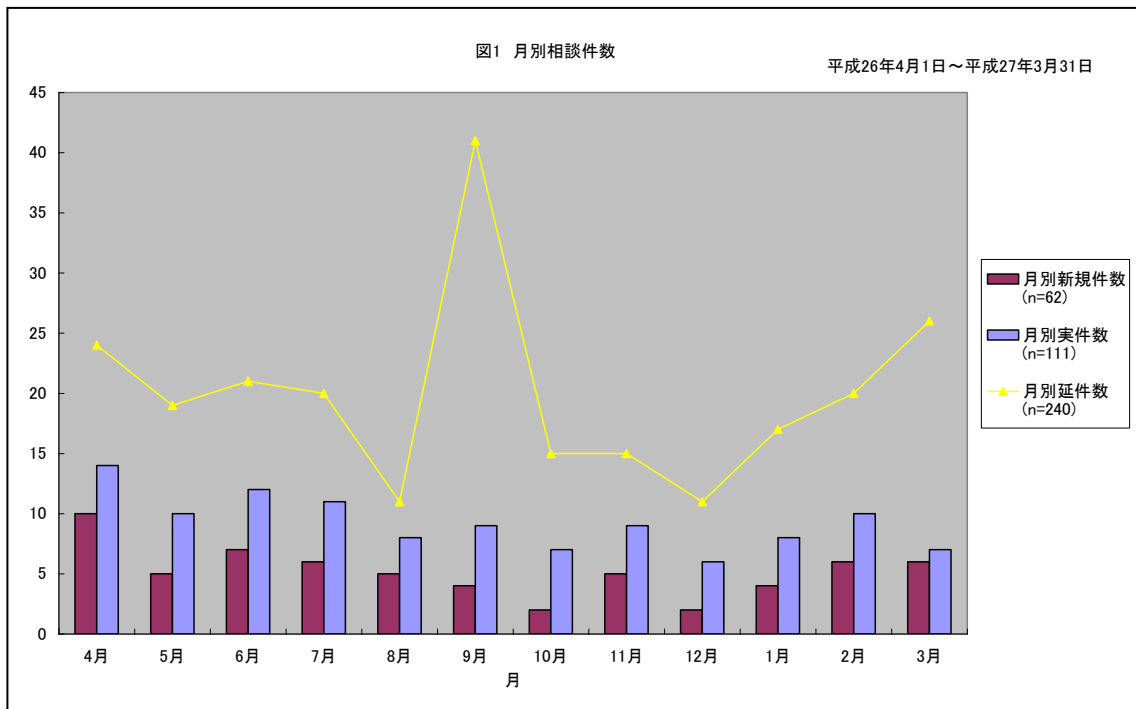


表2 月別相談件数（新規件数・実件数・延件数）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	月別合計	年間相談件数
月別新規件数	10	5	7	6	5	4	2	5	2	4	6	6	62	新規件数 62
月別実件数	14	10	12	11	8	9	7	9	6	8	10	7	111	実件数 69
月別延件数	24	19	21	20	11	41	15	15	11	17	20	26	240	延件数 240

*1 月別実件数：その月の新規件数と継続件数を合わせた相談実件数。

平成26年度の新規相談件数が最も多い月は4月（10件）で、最も少ない月は10月（2件）、12月（2件）でした。月別実件数においても同様に、最も多い月は4月（14件）で、最も少ない月は12月（6件）でした。月別延件数が最も多い月は9月（41件）で、最も少ない月は8月（11件）、12月（11件）でした。

本年度の月別相談件数の推移として、月毎に相談件数の増減はありますが、一学期に新規相談が多い傾向がありました。これは、小中学校への啓発活動が一学期に集中していたことが関連していると考えられます。また、9月の延件数が突出しているのは、特定の案件からの相談が集中した結果です。

(3) 相談者別件数（実件数・延件数）

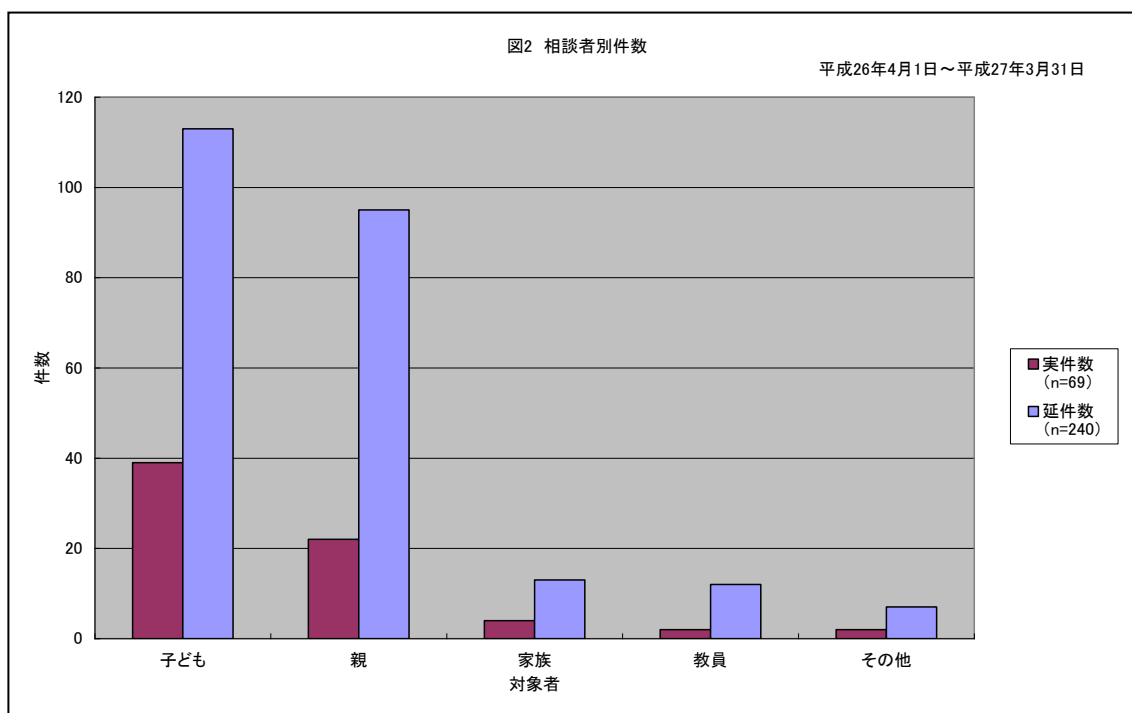


表3 相談者別件数（実件数・延件数）

	子ども	親	家族	教員	その他	合計
実件数	39	22	4	2	2	69
延件数	113	95	13	12	7	240

主たる相談者は、子ども本人からの相談が最も多く、全体の約6割を占めています。次いで、親からの相談が約3割を占めています。

また、これらの相談者のうち、子どもからの匿名相談が28件、親からの匿名相談が6件、その他の匿名相談が2件となっています。

(4) 相談対象者別学年別相談件数（実件数）

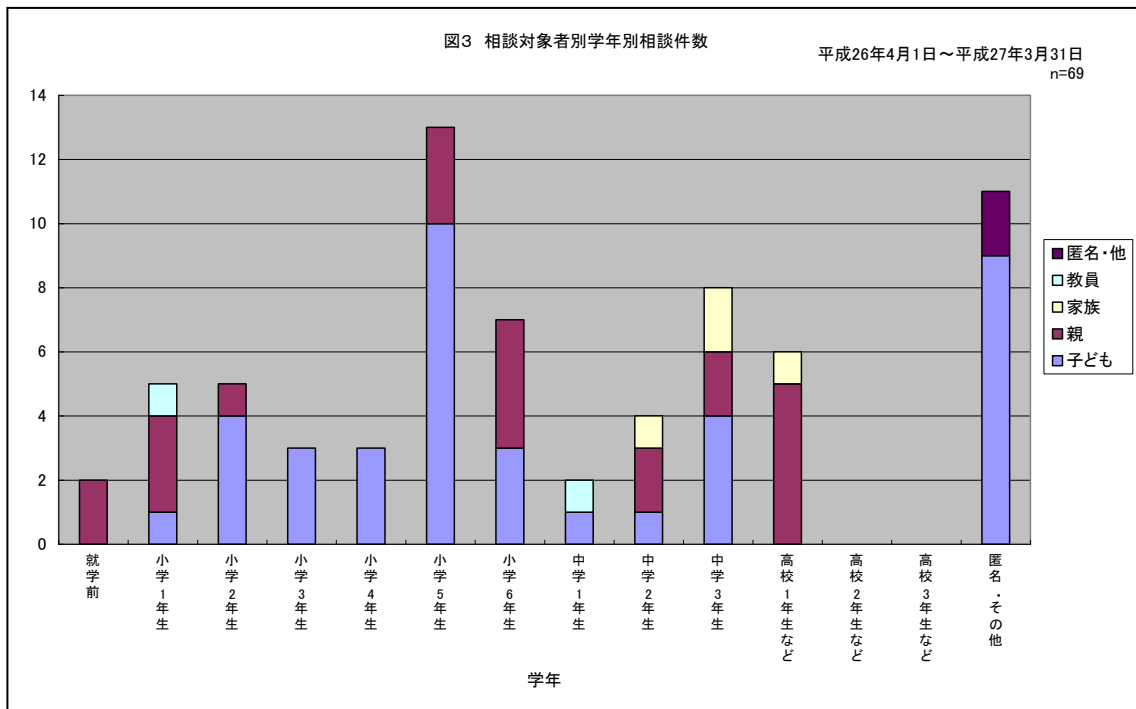


表4 相談対象者別学年別相談件数（実件数）

	就学前	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	中学1年生	中学2年生	中学3年生	高校1年生など	高校2年生など	高校3年生など	匿名・その他	計
子ども	0	1	4	3	3	10	3	1	1	4	0	0	0	9	39
親	2	3	1	0	0	3	4	0	2	2	5	0	0	0	22
家族	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	0	0	0	4
教員	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
匿名・他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
計	2	5	5	3	3	13	7	2	4	8	6	0	0	11	69

平成26年度は、小学生から24件、中学生から6件の計30件の相談が寄せられました。高校生からの相談はありませんでした。30件の相談のうち、28件が子どもからの匿名相談でした。また、氏名も、学年も明かさな匿名相談が9件ありました。

親からの相談では、小学校高学年、高校一年生の学年を対象とした相談が多い傾向が見られます。祖父母などの家族からの相談では、中学生、高校生が対象となる相談がありました。

(5) 継続回数別相談件数（実件数）

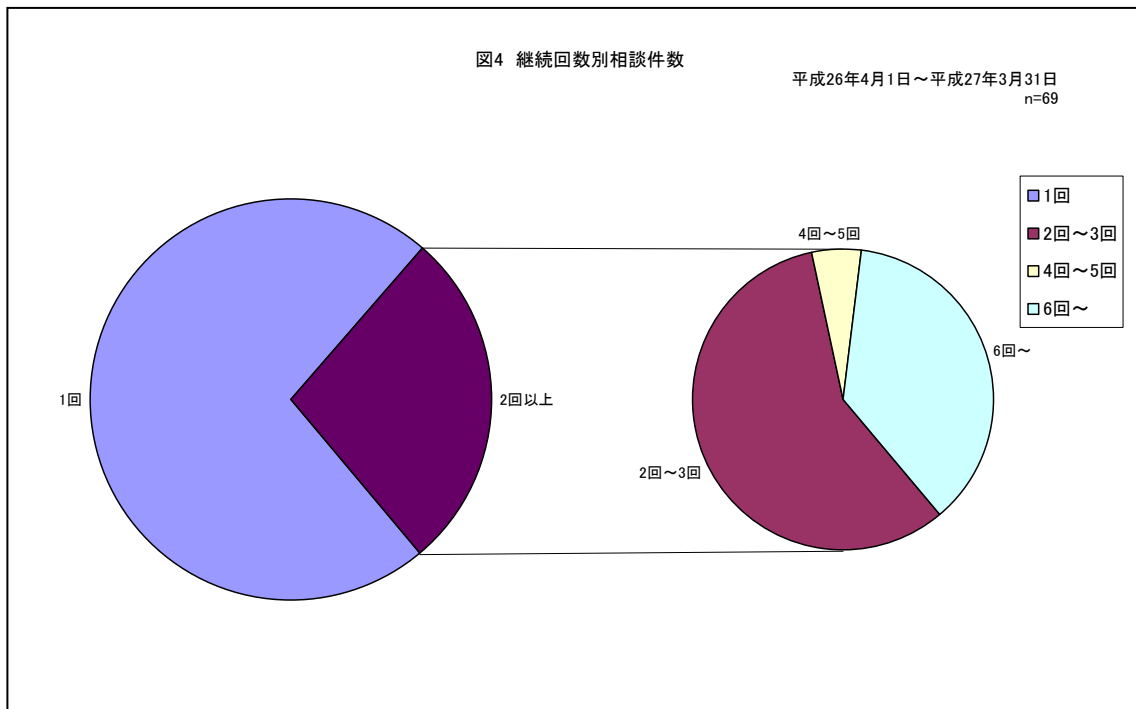


表 5 継続回数別相談件数（実件数）

	1回	2回～3回	4回～5回	6回～	計
実件数	50	11	1	7	69

平成 26 年度の相談において、実件数 69 件のうち、全体の約 7 割である 50 件が一回のみの相談になっています。一回のみの相談の場合、約 6 割が匿名での相談になっています。継続して相談する場合は、2～3 回が最も多くなっています。また、全体の相談のうち、約 1 割が 6 回以上継続して相談をうけた結果となっており、一つの案件により深く関わったことが分かります。

(6) 主訴別相談件数（実件数・延件数）

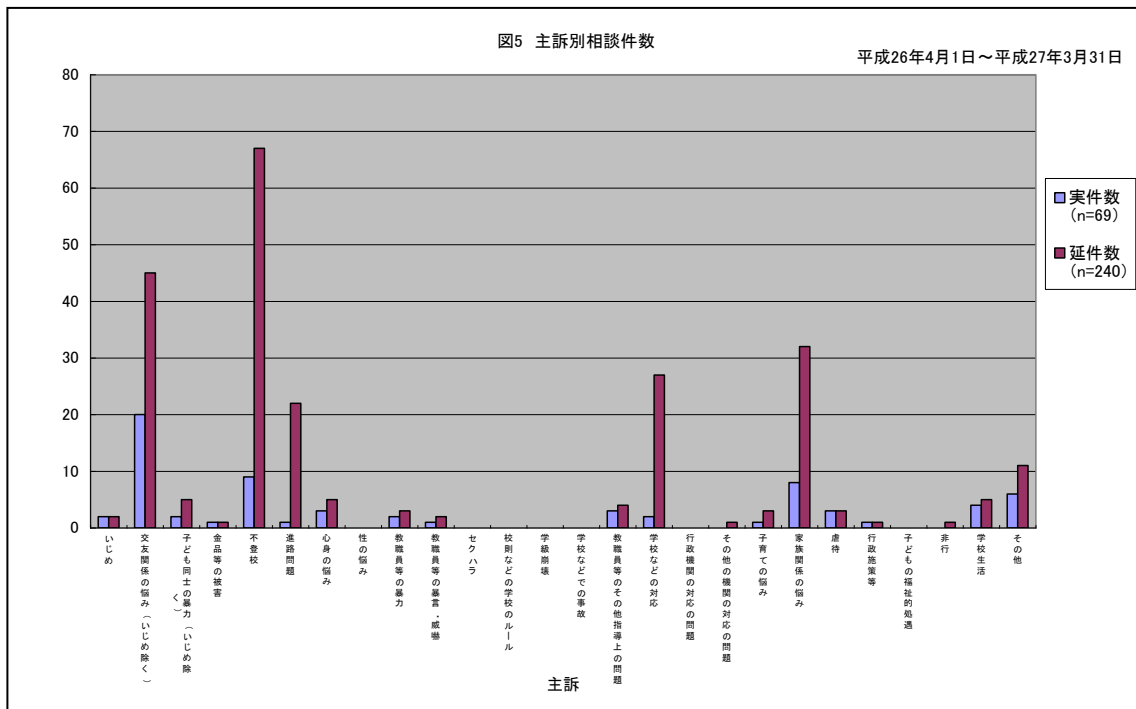


表6 主訴別相談件数（実件数・延件数）

	(1) いじめ	(2) 交友関係の悩み（いじめを除く）	(3) 子ども同士の暴力（いじめを除く）	(4) 金品等の被害	(5) 不登校	(6) 進路問題	(7) 心身の悩み	(8) 性の悩み	(9) 教職員等の暴力	(10) 教職員等の暴言・威嚇	(11) セクハラ	(12) 校則などの学校のルール	(13) 学級崩壊	(14) 学校などでの事故	(15) 教職員等その他指導上の問題	(16) 学校などの対応	(17) 行政機関の対応の問題	(18) その他の機関の対応の問題	(19) 子育ての悩み	(20) 家族関係の悩み	(21) 虐待	(22) 行政施策等	(23) 子どもの福祉的処遇	(24) 非行	(25) 学校生活	(90) その他	計
実件数	2	20	2	1	9	1	3	0	2	1	0	0	0	0	3	2	0	0	1	8	3	1	0	0	4	6	69
延件数	2	45	5	1	67	22	5	0	3	2	0	0	0	0	4	27	0	1	3	32	3	1	0	1	5	11	240

平成26年度の主訴別相談実件数では、(2)交友関係の悩み（いじめを除く）、(5)不登校、(20)家族関係の悩みが多い傾向が見られます。延件数と比較すると、(2)交友関係の悩み（いじめを除く）、(5)不登校、(20)家族関係の悩みが多く、継続して相談している傾向が見られます。また、相談の実件数としては少数ですが、(6)進路問題、(16)学校などの対応についての相談がありました。

(7) 主訴別相談者別相談件数（実件数）

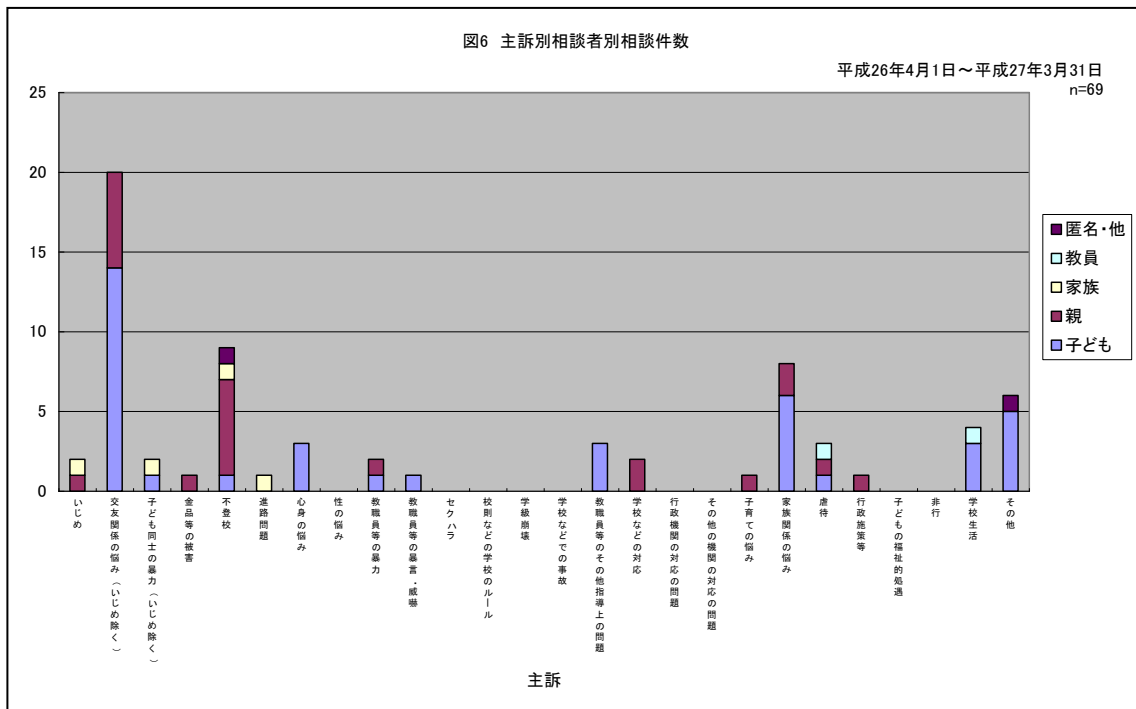


表 7 主訴別相談者別相談件数(実件数)

	(1)いじめ	(2)交友関係の悩み（いじめ除く）	(3)子ども同士の暴力（いじめ除く）	(4)金品等の被害	(5)不登校	(6)進路問題	(7)心身の悩み	(8)性の悩み	(9)教職員等の暴力	(10)教職員等の暴言・威嚇	(11)セクハラ	(12)校則などの学校のルール	(13)学級崩壊	(14)学校などでの事故	(15)教職員等のその他指導上の問題	(16)学校などの対応	(17)行政機関の対応の問題	(18)その他の機関の対応の問題	(19)子育ての悩み	(20)家族関係の悩み	(21)虐待	(22)行政施策等	(23)子どもの福祉的処遇	(24)非行	(25)学校生活	(90)その他	計
子ども	0	14	1	0	1	0	3	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	1	0	0	0	3	5	39
親	1	6	0	1	6	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	2	1	1	0	0	0	0	22
家族	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
教員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2
匿名・他	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
計	2	20	2	1	9	1	3	0	2	1	0	0	0	0	3	2	0	0	1	8	3	1	0	0	4	6	69

子どもからは、(2)交友関係の悩み（いじめ除く）、(20)家族関係の悩みの相談が多くありました。親からは、(2)交友関係の悩み（いじめ除く）、(5)不登校の相談が多く寄せられました。祖父母などの家族からの相談は、(1)いじめなど、4件の相談がありました。教員からは(21)虐待、(25)学校生活の相談がありました。

(8) 子どもからの主訴別年代別相談件数（実件数）

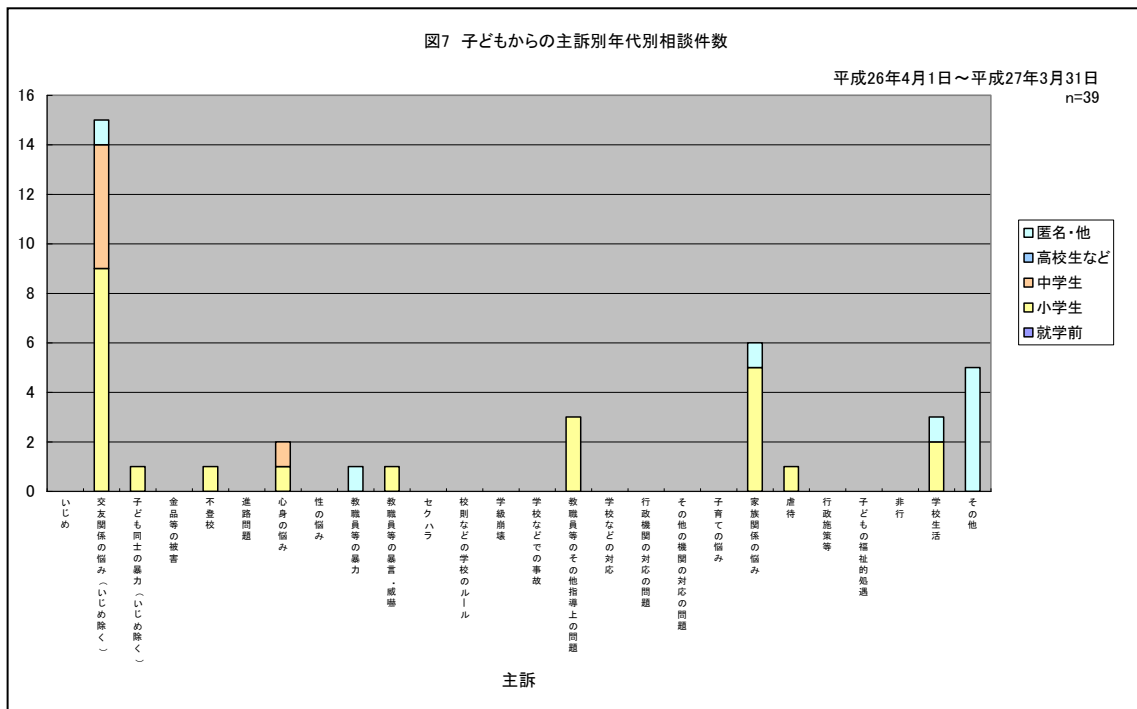


表8 子どもからの主訴別年代別相談件数（実件数）

	(1) いじめ	(2) 交友関係の悩み（いじめを除く）	(3) 子ども同士の暴力（いじめを除く）	(4) 金品等の被害	(5) 不登校	(6) 進路問題	(7) 心身の悩み	(8) 性の悩み	(9) 教職員等の暴力	(10) 教職員等の暴言・威嚇	(11) セクハラ	(12) 校則などの学校のルール	(13) 学級崩壊	(14) 学校などでの事故	(15) 教職員等のその他指導上の問題	(16) 学校などの対応	(17) 行政機関の対応の問題	(18) その他の機関の対応の問題	(19) 子育ての悩み	(20) 家族関係の悩み	(21) 虐待	(22) 行政施策等	(23) 子どもの福祉的処遇	(24) 非行	(25) 学校生活	(90) その他	計
就学前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小学生	0	9	1	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	3	0	0	0	0	5	1	0	0	0	2	0	24
中学生	0	5	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
高校生など	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
匿名・他	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	5	9
計	0	15	1	0	1	0	2	0	1	1	0	0	0	0	3	0	0	0	0	6	1	0	0	0	3	5	39

子どもからの相談の主訴を年代別に分けると、小学生では、(2)交友関係の悩み（いじめを除く）、(15) 教職員等のその他指導上の問題、(20)家族関係の悩みが多く見られます。中学生では、(2)交友関係の悩み（いじめを除く）が多く見られます。高校生からの相談はありませんでした。

(9) 曜日別相談件数（実件数・延件数）

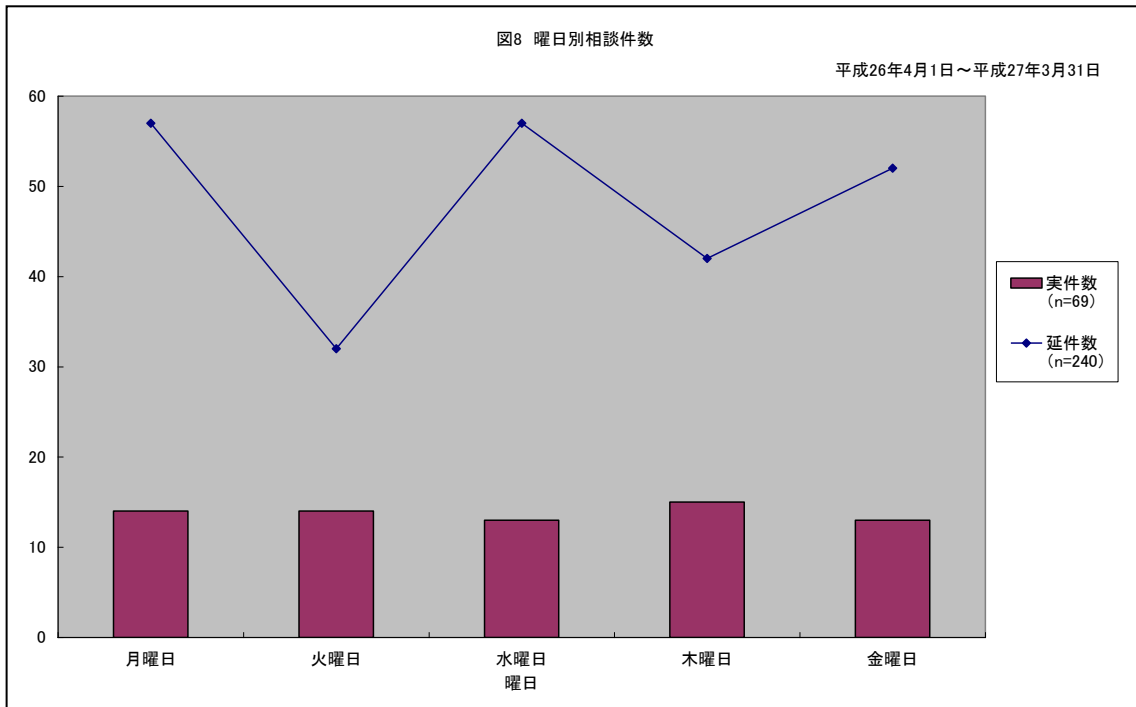


表9 曜日別相談件数（実件数・延件数）

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	合計
実件数	14	14	13	15	13	69
延件数	57	32	57	42	52	240

相談が寄せられた曜日を比較すると、実件数では大きな差は見られませんでした。

延件数を比較すると、月・水・金曜日に多くの相談が寄せられました。これは、週明けや週中、週末など、生活する上で疲れや不安、ストレスが高まりやすい時期に相談が集中していることが考えられます。また、月・水・金曜日の相談件数が増加している要因の一つとして、複数回継続して相談する際に、相談する曜日が固定されていることが多く、今年度は、月・水・金に集中したためだと考えられます。

(10) 時間帯別相談件数（実件数・延件数）

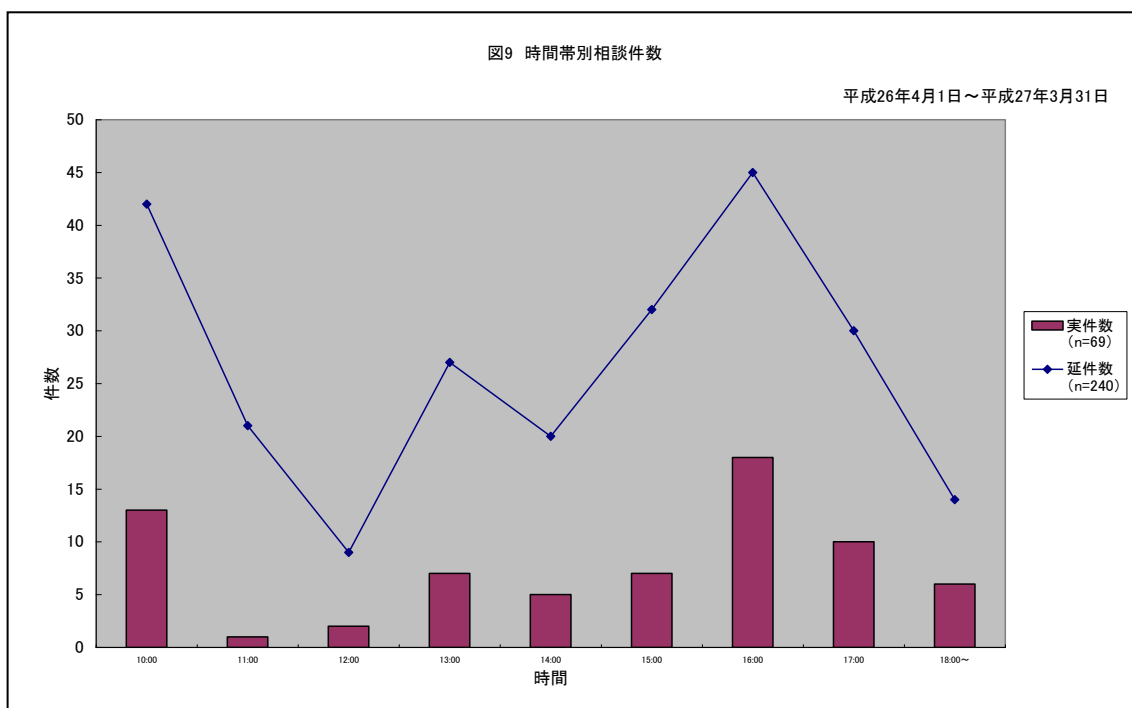


表 10 時間帯別相談件数（実件数・延件数）

	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00~	合計
実件数	13	1	2	7	5	7	18	10	6	69
延件数	42	21	9	27	20	32	45	30	14	240

*1 平成26年度より相談時間を10時から18時30分までに変更しました。平成26年度より相談終了時間を1時間30分繰り下げることで、子どもたちがより相談しやすい環境を作っています。

時間帯別で相談件数が多いのは、10時と16時以降に集中しています。10時に相談が集中しているのは、相談が受け付け開始される時間であること、親や家族など大人からの相談がしやすい時間に相談が集中したと考えられます。16時以降に相談が集中しているのは、子どもたちが学校から帰宅し始めるため、子ども本人から相談しやすい時間帯であると考えられます。

(11) 相談方法別相談件数（実件数・延件数）

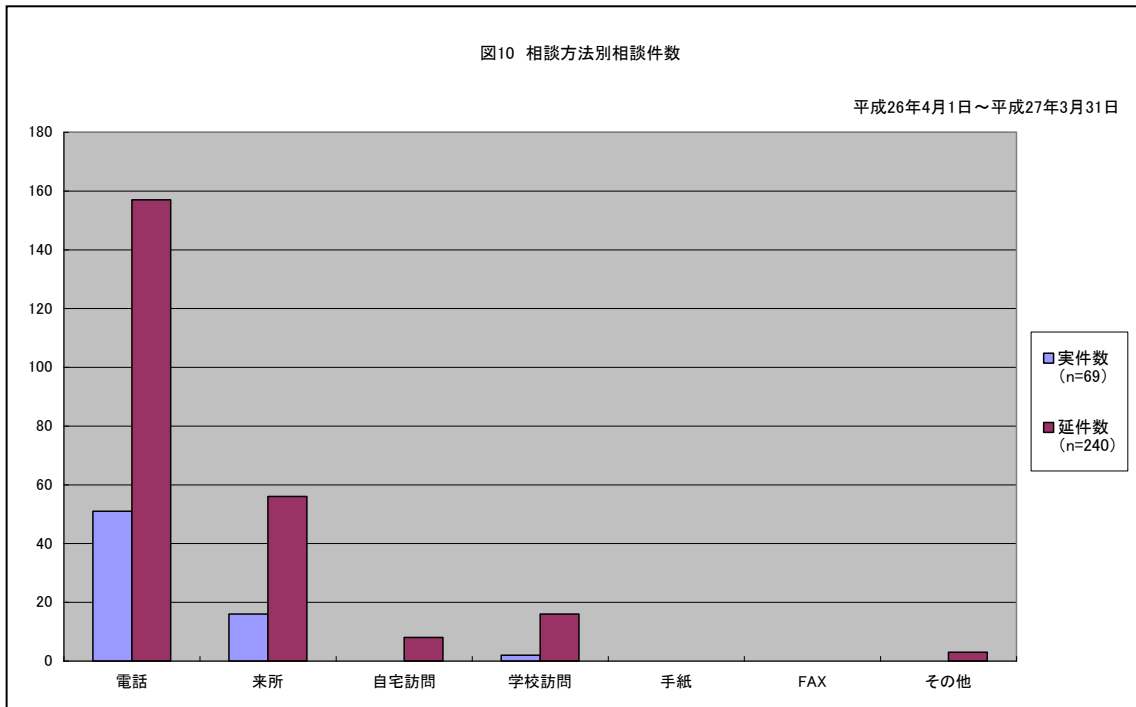


表 11 相談方法別相談件数（実件数・延件数）

	電話	来所	自宅訪問	学校訪問	手紙	FAX	その他	合計
実件数	51	16	0	2	0	0	0	69
延件数	157	56	8	16	0	0	3	240

相談方法で最も多かったのは、電話による相談で、全体の約7割にあたります。手紙やFAXでの相談はありませんでしたが、自宅訪問や学校訪問での相談がありました。

(12) 救済申し立て・発意件数

平成26年度の救済申し立て案件は0件、発意案件は1件でした。

表 12 救済申し立て・発意件数（実件数）

	平成25年度	平成26年度
申し立て案件	0	0
発意案件	0	1

(13) 特徴と傾向

① 延相談件数の増加

平成 25 年度と比較すると新規件数、実件数ともに大きな差は見られませんが、延件数においては平成 25 年度の 119 件から 240 件と大きく増加しています (P9 図 1)。平成 25 年度より 6 回以上継続して相談となる案件が増えていること (P12 図 4) や、親からの不登校での相談が継続したこと (P14 図 6) が、今年度の延件数を増加させたと考えます。

② 親からの相談の増加

平成 25 年度、親からの相談は 9 件 (実件数) でしたが、平成 26 年度は 22 件 (実件数) の相談がありました (P10 図 2)。平成 25 年度、平成 26 年度ともに宗像市内小中学校へ啓発活動を行い、リーフレットなどを配布し子どもたちへの周知を図ってきました。子どもが家庭に持ち帰ったリーフレットなどを見て相談してくる案件もあり、家庭にむなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」が認知され始めていることが考えられます。

③ 匿名相談の増加

平成 26 年度は、子どもからの匿名の相談が 28 件ありました。平成 25 年度の 14 件から倍増しています。これは、学校での啓発活動の際に、匿名での相談も出来ることをアピールしており、子どもたちにも周知されてきていることが考えられます。

④ 相談時間延長による相談件数の変化

平成 26 年度より、子どもたちがより相談しやすい環境を整えるため、相談時間を 10 時から 18 時 30 分までに変更しました。平成 25 年度と同様に平成 26 年度も 16 時以降の時間帯に多くの相談がありましたが、中でも 17 時以降の相談件数は、実件数 16 件、延件数 44 件 (P17 表 10) で、平成 25 年度より増加しています。

⑤ 相談内容について

子どもたちからの相談では、交友関係や家族関係での悩みが多くありました。友だちとの喧嘩や不仲で悩んでいる姿、家族との別離や親との不仲、親が帰ってくるまで一人で過ごすことの寂しさに心を痛めている子どもたちの姿が見られました。親や家族からの相談では、不登校と子どもの交友関係についての相談が多くなっています (P14 図 6)。

⑥ 相談事例

	相談者	相談内容
1	中学生	友人や家族のことで嫌なことがある。自分の気持ちを聞いてほしい。
2	親	高校生の子供が学校に行けなくなった。対応がわからない。
3	中学生	進路について不安である。
4	家族	高校生の孫の今後の進路について。気持ちを整える手助けをしてほしい。
5	小学生	いつも学校から帰ると家に誰もいない。お母さんに早く帰ってきてほしい。
6	親	中学生の子供が学校になじめない。どのようにしてあげたら良いのか相談したい。
7	中学生	なぜか分からないけどイライラする。

3. 子どもの権利救済・回復活動の実際

(1) 相談・助言・支援

その1：中学生

概要：親からの評価が自分と兄弟では違うことに悩み、本人より相談がありました。また、学校生活や友人関係、将来についてなど、その時々相談者が話したいことについて継続して相談がありました。

相談・支援の経過：相談者は、気になることや悩んでいること以外にも、楽しかったこと、嬉しかったことなど、その時に相談者が考えたこと、感じたことを相談していました。相談員は、相談者の気持ちに寄り添うことを心がけながら話を聴きました。繰り返し相談をしていくなかで、問題の解決方法を一緒に考えるだけでなく、「話をする」「話を聴いてもらう」ことで心の調子を整える手伝いをしていきました。

その2：高校生

概要：子どもが学校に行けなくなってしまうと親からの相談がありました。親としては、学校とも話し連携していきたいという思いを持っていました。また、子どもとも会って、困っていることがあるなら相談にのってあげてほしいとのことでした。両親と本人の両方に相談員が会うことができ、継続した関わりを持ちながら支援を行いました。

相談・支援の経過：本人は、学業や友人関係、見通しの立たない現状に強い不安を感じていました。本人との継続的な面接を通じて、見通しが立つように気持ちや考えを整理し、不安を感じながらも何かに取り組めるようサポートをしてきました。また、両親との面接では、両親の思いや考えは否定せず、両親が抱える不安や迷いに寄り添いながら、子どもが安心して物事に挑戦できる環境を一緒に考えました。相談方法も、電話相談や来所相談だけでなく、家庭訪問も行い、相談者が相談しやすい環境を工夫しました。このような関わりの中、新年度は「がんばりたい」と本人が話すようになり、学校に復学することになりました。

(2) 救済申し立て・発意

平成26年度の救済申し立て案件はありませんでした。発意案件は、1件ありました。

平成26年度の発意案件

概要：市内の子ども関係施設において、当該施設職員より、一部の職員による子どもへの不適切な処遇が日常化しているとの匿名の訴えがありました。相談者が匿名での相談であること、必ずしも救済委員への権利救済申し立てを意図した相談ではなかったこと、相談内容の重大性などを踏まえて、発意案件として対応を行いました。

対応：救済委員による相談者との面談を実施しました。その結果を踏まえて、相談者の了承のうえ、聴取内容を付し市長に対して文書により対応を求めました。併せて、その後の市の対応について報告を求めました。

その後の経過：救済委員からの要請を受け、市担当部局による当該施設に対する調査が実施され、相談内容に近い不適切な処遇の事実が確認されました。当該施設における再発防止計画の策定が行われたことが、市長から救済委員に報告がされました。

(3) 救済委員会議報告

回	期日・時間	内 容	決 定 事 項
第 1 回	4月25日(金) 15:00~17:00	<ul style="list-style-type: none"> ・救済委員会議の進め方について ・活動報告書作成について ・アンケートの実施について ・部内研修について ・子ども育成課活動報告 ・子どもの権利相談員活動報告及び助言 	<ul style="list-style-type: none"> ・会議時間は2時間を目処とする ・ケース検討や助言の時間を確保する ・市内小学5年生、中学2年生対象のアンケートを実施する
第 2 回	5月16日(金) 14:00~16:00	<ul style="list-style-type: none"> ・活動報告書について ・アンケートの実施について ・子どもの相談受付、記録票についての確認 ・子ども育成課活動報告 ・子どもの権利相談員活動報告及び助言 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動報告書項目決定 ・アンケートの目的及び内容決定 ・アンケートは、6月末から7月上旬に実施し、1学期末に回収する
第 3 回	6月20日(金) 15:00~17:00	<ul style="list-style-type: none"> ・活動報告書について ・アンケートの実施について ・自治体交流会について ・高校へのリーフレット配布について ・子ども育成課活動報告 ・子どもの権利相談員活動報告及び助言 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動報告書配布先決定 ・宗像市公式HPにも掲載し、閲覧できるようにする ・アンケートの用紙は、封筒に入れて回収する
第 4 回	7月25日(金) 13:30~15:30	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートについて ・はぴくろ通信発行について ・宗像市子どもまつりについて ・子ども育成課活動報告 ・子どもの権利相談員活動報告及び助言 	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートの結果は、はぴくろ通信や、宗像市公式HP、宗像市子どもまつりの展示等で公開する ・宗像市子どもまつりは、子どもの権利クイズラリー等、楽しい企画をする
第 5 回	8月22日(金) 13:30~15:30	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート結果報告 ・はぴくろ通信 vol.2 について ・宗像市子どもまつりについて ・子どもの権利に関する講演会について ・宗像市子どもの権利の日授業実践 ・子ども育成課活動報告 ・子どもの権利相談員活動報告及び助言 	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートの集計数値は、小学校、中学校別で公開する ・授業実践には、子どもの権利救済委員・子どもの権利相談員も参観する ・新規・継続・実件数・延件数等の表記を統一し、月別一覧表を作成する
第 6 回	9月19日(金) 13:30~15:30	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート結果の配布の仕方について ・宗像市公式HP掲載について ・宗像市子どもまつりについて ・子ども育成課活動報告 ・子どもの権利相談員活動報告及び助言 	<ul style="list-style-type: none"> ・全体結果を宗像市公式HPで公開し、各学校にも配布する ・子ども相談センターの活動を宗像市公式HPで、家庭児童相談室とともに掲載する ・宗像市子どもまつりで、クイズラリーとストレスチェックを実施する ・全国自治体シンポジウム参加者決定

回	期日・時間	内 容	決 定 事 項
第 7 回	10月17日(金) 13:30～15:30	<ul style="list-style-type: none"> ・宗像市子どもまつりについて ・宗像市子どもの権利の日授業参観について ・宗像市子どもの権利の日街頭啓発活動 ・全国自治体シンポジウム参加報告 ・子ども育成課活動報告 ・子どもの権利相談員活動報告及び助言 	<ul style="list-style-type: none"> ・宗像市子どもまつりの内容最終確認 ・子どもの権利救済委員、子どもの権利相談員等の授業参観学校及び日程決定 ・全国自治体シンポジウムでの発意・調整案件についての共通確認 ・福岡子どもにやさしいまち・子どもの権利研究会設立総会に向けての協力確認
第 8 回	11月14日(金) 13:30～15:30	<ul style="list-style-type: none"> ・宗像市子どもまつりの反省及び課題 ・宗像市子どもの権利の日授業参観参加体制確認 ・はびくろ通信 vol.3 について ・子ども育成課活動報告 ・子どもの権利相談員活動報告及び助言 	<ul style="list-style-type: none"> ・宗像市子どもまつりで実施したクイズラリーに多数の参加者があった。今後、キャラクターなども考えていく ・はびくろ通信は、年2回程度発行し、第3号はアンケート結果の子どもからの意見を特集する
第 9 回	12月19日(金) 13:30～15:30	<ul style="list-style-type: none"> ・宗像市子どもの権利の日授業参観、街頭啓発について ・はびくろ通信 vol.3 について ・「子どもの権利研究」第26号について ・子ども育成課活動報告 ・子どもの権利相談員活動報告及び助言 	<ul style="list-style-type: none"> ・宗像市子どもの権利の日授業実践に向けて、今後も参加協力していく ・「子どもの権利研究」に、宗像市の子どもの権利救済機関・子どもの権利の広報についての取り組みを掲載する
第 10 回	1月23日(金) 13:30～15:30	<ul style="list-style-type: none"> ・宗像市いじめ防止基本方針(案)について ・平成26年度活動報告書について ・不登校についての学習会について ・平成26年度の振り返りと平成27年度の活動計画について ・子ども育成課活動報告 ・子どもの権利相談員活動報告及び助言 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利救済委員から、宗像市いじめ防止基本方針(案)へ意見を提言
第 11 回	2月27日(金) 13:30～16:00	<ul style="list-style-type: none"> ・宗像市いじめ防止基本方針について ・中学3年生用卒業記念品について ・平成27年度のリーフレットについて ・子ども育成課活動報告 ・子どもの権利相談員活動報告及び助言 	<ul style="list-style-type: none"> ・宗像市いじめ防止基本方針(案)の修正箇所の説明及び確認 ・中学3年生に、卒業祝いのメッセージ、クリアファイル等を贈る ・リーフレット修正箇所確認
第 12 回	3月20日(金) 14:30～16:30	<ul style="list-style-type: none"> ・活動報告書について ・子ども育成課活動報告 ・子どもの権利相談員活動報告及び助言 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年6月発行予定 ・次回、救済委員会議で原稿校正

4. 広報・啓発活動

平成 26 年度は、宗像市子どもの権利救済・回復活動の 2 年目になります。平成 25 年度に引き続き、18 歳までの小中学生、高校生等の子どもや、保護者、教育関係者に向けての広報・啓発活動を重点的に取り組み、周知に努めました。

広報・啓発活動では、平成 26 年度版のリーフレットやカードを作成して配布したり、全校朝会などで相談員が直接子どもたちの前で話したりして、広報活動に取り組みました。さらに、平成 26 年度から相談時間が変更されたことや、愛称「ハッピークローバー」の周知・定着することを目指して、重点的に啓発を行いました。

11 月 3 日（月・祝）の宗像市子どもまつりでは、「宗像市子ども基本条例」やむなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」について、楽しみながら学んでもらえるように、クイズラリーやストレスチェックを実施しました。クイズラリーでは、子どもだけではなく、親子での参加も多く、大人に向けた広報としても効果的であったと考えられます。

また、11 月 20 日の宗像市子どもの権利の日に併せて行われた、子どもの権利についての授業に参画および参観しました。

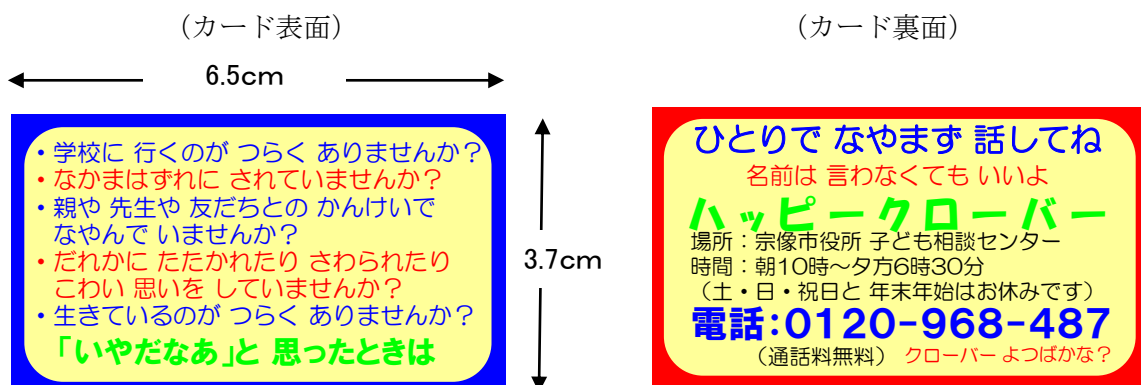
(1) リーフレット・カードの配布

リーフレット及びカードは、各々 15,000 部印刷し、新学期始めの 4 月から 5 月上旬までに子どもたちの手に渡るようにしました。宗像市内の小学校 15 校、中学校 7 校、高校 2 校を訪問し、配布を依頼しました。実際に学校で配布するときには、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」の意義が共通に浸透するように、担任用の説明手引書を作成し、担任の先生から子どもたちに対して、きちんと内容を説明してから配布してもらいました。

カードは、小学生が名札の中（裏側）に入れやすいように、平成 25 年度よりひとまわり小さいカードにサイズを見直し、困ったときにはいつでもそれを見ることができるようになりました。

また、中学生以上は、生徒手帳に挟んでおくように依頼しました

リーフレットは、相談時間が変わったため、新しい相談時間を明記し、配色などを変更したものを作成しました。



(リーフレット内側面 縦三つ折)

子どもの権利相談員ってどんな人？

こまっている子どもを助けて守ってくれる人です。話をきいて、どうすればよいかを考えたり、子どものかわりに関係する人たちに気持ちをつたえたりします。

相談はどうやってできるの？

相談できる時間
月よつび～金よつび 朝 10:00～夜 6:30
*土日祝日・年末年始は休みです。

相談できる時間がかかったよ、ひとりで悩まず、気軽に相談してね。

むなかた子どもの権利相談室

ハッピークローバー

むなかたし 宗像市

子どもしか相談できないの？

大人も身近な子どもへの権利侵害に気づいた場合、悩まず気軽に相談してください。匿名での相談も可能です。

つらいときはひとりで悩まないで、相談してね。誰にも先生にもアイシヨにするよ。ヒミツは絶対に守るから、一緒に書スよ。

子ども専用フリーダイヤル

☎ 0120-968-487
タローバー よつぱら？

- *18歳までの人の専用ダイヤルだよ。
- *電話番号は、かからないよ。
- *よるは必ず登録番号につながらよ。

おとな用ダイヤル 0940-36-9094

☎ 会って話す

〒811-3492 宗像市東郷一丁目1番1号
(中役所西館1階 子ども相談センター内)

☎ 181-3492 (宗像市)

むなかた子どもの権利相談室
ハッピークローバー あて

FAX 0940-37-3046

むなかた子どもの権利相談室
ハッピークローバー

〒811-3492 宗像市東郷一丁目1番1号
(中役所西館1階 子ども相談センター内)

TEL 0940-36-9094
FAX 0940-37-3046

(リーフレット外側面 縦三つ折)

友だちのこと

- 仲間はずれにされた
- いじめがせきつけた
- 友達がいじめにあっている

学校・塾のこと

- 学校・塾にいきたくない
- 先生の言葉にきずついた
- 学校・塾の対応に疑問がある

どんなことを相談できるの？

家族のこと

- 家の中がおもしろくない
- 家族の喧嘩ばかりしている
- 親が気持ち悪くわかってこない

ごはんを食べさせてもらえない

- 叩かれた
- 変なことをされた

そのほかの悩みや心配ごとや、「話を聞いてほしい…」というだけでもいいよ。話すだけで気持ちがラクになることもあるよ。「つらい」「どうしよう」「たすけて」と感じるときは気軽に相談してね。

どんなふうに助けてくれるの？

電話で話す

電話番号は、かからないよ。名前だっていなくてもいいから、気軽に話してね。

相談する

「こんなこと、相談していいのかなー」なんて悩まないで、まずは話してみよう。

会って話す

ハッピークローバーに相談員に来てね。

待ってるよ。

ヒミツは絶対に守るよ！
誰にも先生にもアイシヨにするよ！

手紙・FAXで話す

「筆箱相談するのは、はずかしい…」というときは、手紙やFAXでも相談できるよ。

一緒に考える

「なにができるか」「どうしたらよいか」一緒に考えるよ。

調べる

悩みの原因を調べたり、あなたの気持ちを相手に伝えたりするよ。

関係機関
内容によっては関係する人たちに「協」方をお願いしたりするよ。

一緒に解決しよう！

(2) 小中学校での広報・啓発活動

① 啓発用プレゼンテーションの作成

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」について、小・中学生に向けて直接説明するためのプレゼンテーションをパワーポイントを用いて作成しました。内容は、相談時間の変更のお知らせや子どもたちの悩みや心配事が多い、「友達のこと」「学校のこと」「家族のこと」「生活のこと」等についてのことを中心にしました。また、10分前後の時間で詳しく説明できるようにしました。



平成 26 年度 啓発用プレゼンテーション

② 小・中学校児童生徒への広報・啓発活動

上記の啓発用プレゼンテーションを用いて、宗像市内の小学校 15 校、中学校 7 校の全校でむなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」について、広報・啓発活動を実施しました。4月22日（火）の地島小学校で全校に向けて行った広報を皮切りに、始業式や、終業式、生徒会活動などの全校児童生徒が集まる場を活用し、年間を通して広報活動に取り組みました。平成 26 年度は、各小中学校のご協力もいただき、平成 25 年度より早い時期から広報・啓発活動を行うことができました。

日の里西小学校では、5・6年生の各クラスごとに広報活動を行いました。全校に向けての広報活動とは違い、子どもとの距離も近く感じられました。また、PTA総会でも広報活動をしました。子どもたちだけでなく、保護者の方に子どもの権利について知ってもらえる良い機会になりました。

また、城山中学校では、校内放送による広報活動をしました。スライドなどを使わず、言葉だけで伝える難しさはありましたが、学校や生徒達の状況に合わせた説明ができました。


このように、平成 25 年度に引き続き平成 26 年度も、子どもの権利と関わりのある学習や集いに、相談員と一緒に参加して広報・啓発活動を行ってきました。今後、より一層子どもたちの心に届く啓発を目指していきたいと思えます。


(3) 「はぴくろ通信」の発行

平成26年度は「はぴくろ通信」vol.2を9月に、vol.3を2月に発行しました。また、中学3年生の卒業に合わせて、中学3年生に向けて「はぴくろ通信」増刊号を3月に発行しました。

「はぴくろ通信」vol.2 表面

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」





7月に宗像市内の小学5年生と中学2年生を対象に、「ハッピークローバー」についてのアンケートをしました。
アンケートに協力してくれたみなさん、ありがとうございました！
「はぴくろ通信 vol2」では、ご協力いただいたアンケートの結果を一部、お知らせします。
宗像市のホームページで詳しい内容を公開しているので、見てください。

質問1 「宗像市子ども基本条例」があることを知っていますか？

学年	知っている	知らない	無記入
小学5年生	23.8%	75.4%	0.8%
中学2年生	35.2%	64.6%	0.2%

宗像市子ども基本条例を知っていると答えたのは全体で、約3割でした。もっとみんなに知ってもらえるようがんばります。

質問2 むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」を知っていますか？

学年	知っている	知らない	無記入
小学5年生	88.2%	10.9%	0.9%
中学2年生	76.9%	23.1%	

全体の8割以上で「知っている」という回答がありました。たくさん子ども達に「ハッピークローバー」を知ってもらえうれしいです。

質問9~12 4つの子どもの権利を知っていますか？

権利	小学5年生	中学2年生
安心して生きる権利	60% / 39.9% / 0.1%	61.6% / 38% / 0.3%
自分らしく生きる権利	62.9% / 36.9% / 0.2%	65.6% / 33.7% / 0.7%
豊かに育つ権利	60.2% / 39.4% / 0.4%	63.4% / 36% / 0.5%
意見を伝える権利	55.9% / 43.9% / 0.2%	57.3% / 42.3% / 0.4%

小学生、中学生ともに半分以上の子ども達が、4つの権利を知っているという回答でした。この4つの権利は、子ども達が楽しく生活するためにとても大切な子どもの権利です。ですから、全員の子ども達に知ってもらえるよう「ハッピークローバー」もお手伝いしたいと思います。

質問13 あなたは今、どんなことで悩んだり、困ったりしていますか？

学年	友だち	先生	家族	勉強	自分	その他	無	無記入
小学5年生	~	~	~	~	~	~	~	~
中学2年生	~	~	~	~	~	~	~	~

小学生、中学生ともに、半分以上の子ども達が悩みがあると回答しています。中でも「友だち」「勉強」についての悩みが多いことが分かりました。どんな悩みでも「ハッピークローバー」は、みなさんの力になりたいと思っています。

質問14 あなたが悩んだり、困ったりしているときには、誰に相談しますか？

学年	親	先生	兄弟	友だち	その他	いない	無記入
小学5年生	~	~	~	~	~	~	~
中学2年生	~	~	~	~	~	~	~

多くの子ども達は、何か悩んでいるときには「家族」や「友だち」に相談していることが分かりました。また、中学生になると家族より友だちに相談する機会が多いようです。「ハッピークローバー」が、家族や友だちのように相談しやすい人・場所になればと思います。

むなかた子どもの権利相談室 ハッピークローバー



🎉 中学校卒業 おめでとう 🎉

ご卒業、おめでとうございます。

今、新しい旅立ちの時ですね。友達との別れを惜しみながらも、将来への夢と希望で胸いっぱいのことでしょう。でも、何か困った時、不安な時は、いつでもハッピークローバーに相談してください。むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」は、18歳までの子どもをいつでも応援しています。卒業の記念にこのメッセージとクリアファイルを贈ります。

ハッピークローバーはこれからもあなたを応援します —宗像市子ども基本条例18歳までの子どもの権利を守ります—

宗像市は、平成24年3月に子ども基本条例を制定し、宗像市に住む18歳までの子どもの権利をしっかり守っていかうとしています。全国的にもまだ少なく、先進的な条例です。

この条例は、皆さんが何か困ったことがあったときにどうしたらいいのか、大人の人がどんなふうに参加してくれるのか、誰でもわかるようにするために作られました。

子どもは、一人ひとりが権利の主体です。あらゆる差別や暴力から守られ、豊かな愛情のもとで、生き、育ち、参加する権利があります。

条例に掲げられている4つの条例

- 安心して生きる権利 ... 命が守られ、みんなの愛情と理解の中で育つ権利
- 自分らしく生きる権利... 個性が大切にされ、自分で考え、判断し、行動できる権利
- 豊かに育つ権利 ... 学んだり、遊んだり、社会のルールを教えられる権利
- 意見を表明する権利 ... 自分の気持ちや考えを表明し、尊重される権利

大人は、子どもの最善の利益を保障しなければなりません。子どもにとって最も良いことを考えることです。また、子どもは、自分の権利が大切にされると同じように、他の人の権利も大切にしなければなりません。家族や社会の一員としての役割を果たすことも大事です。

もし、自分の権利が守られていないと感じたり、このままではいけないのではないかと思ったりした時は、子どもの権利相談室「ハッピークローバー」と一緒に考えたり、力になったりしてみなさんを応援します。

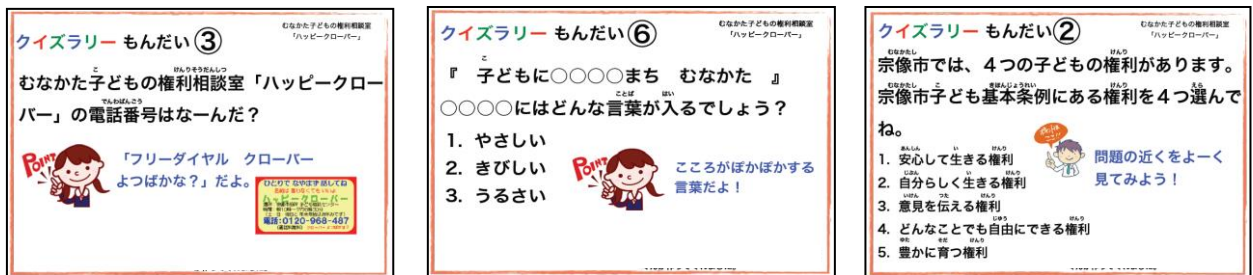
(4) 宗像市子どもまつりでの取り組み

① 「人権クイズラリー」・「ストレスチェック」の企画

平成 25 年度、むなかた子どもの権利相談室の愛称を募集し、宗像市子どもまつりで、子どもたちの投票により「ハッピークローバー」という愛称が決まりました。平成 26 年度は、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」の取り組みや宗像市子ども基本条例についてもっと知ってもらおうという趣旨のもと、宗像市子どもまつりの会場でクイズラリーを行うことを考えました。クイズラリーでは、ハッピークローバーの名前とフリーダイヤルが書かれた風船を準備し、参加およびクイズの正解の賞品にしました。また、同会場にて、子どもの権利救済委員や子どもの権利相談員と直接話す機会をつくることや、子どもが自分のストレスや悩み事に上手く付き合う方法を知るために、「ストレスあるかな？」と銘打ったストレスチェックコーナーも併設しました。

② 問題の作成および選考、質問紙の作成

「人権クイズラリー」の問題は、宗像市中学生職場体験学習ワクワク WORK で受け入れた男子中学生 3 名に、クイズラリーについて説明し、一人 5 問の問題の作成と問題の設置場所の選考をお願いしました。考えてもらった問題は、子どもの権利救済委員が協議して、一人 2 問、計 6 問に絞り込みました。



実際に使用したクイズラリーの問題

「ストレスあるかな？」という質問紙は、市川救済委員が作成しました。

～ストレスチェック！！～

あてはまるころの数字を○でかこんでね。

質問	ぜんぜんしない	あまりしない	よくした
1 今のじょうきょうを家えるように努力する	0	1	2
2 やるべきことを考える	0	1	2
3 自分のじょうきょうを人にわかってもらう	0	1	2
4 問題をかいつつするために人に協力してくれるようにたのむ	0	1	2
5 どうしたらよいか考える	0	1	2
6 すげなことをよくよ考えないことにする	0	1	2
7 自分のきもちを人にわかってもらう	0	1	2
8 情報をあつめる	0	1	2
9 問題のかいつつのアドバイスを人からもらう	0	1	2
10 これでもいんだと考える	0	1	2

合計点 _____ 点

質問紙 (表)

結果はどうだったかな？

0～6 点 大丈夫かな？ ストレスたまってないかな？

7～15 点 ストレスとじょうずにつきあってるね！

16～20 点 ストレスをうまくいしようできてます！！

質問紙 (裏)

③ 「人権クイズラリー」・「ストレスチェック」の実施

平成 26 年 11 月 3 日（月・祝）の宗像市子どもまつり（会場：宗像ユリックス）に来場した子どもや親子を対象に、「人権クイズラリー」、「ストレスあるかな？」（ストレスチェック）を実施しました。多くの子どもたちが参加し、楽しそうに問題を解いていました。また、子どもと一緒に参加していた保護者からは「知らなかった」などの声が上がっており、大人に向けた啓発・広報活動としても効果があったと考えられます。



宗像市子どもまつり クイズラリー会場にて

(5) 宗像市子どもの権利の日の授業への参画

平成 26 年度より市内全小・中学校にて、宗像市子ども基本条例に基づいた子どもの権利についての授業が行われました。むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」では、子どもの権利救済委員や子どもの権利相談員による授業参観やゲストティーチャーとして子どもの権利の日の授業に参画しました。

① 授業参観

自由ヶ丘小学校、東郷小学校、自由ヶ丘中学校、日の里中学校の 4 校で、子どもの権利救済委員と子どもの権利相談員が授業参観を行いました。

参観した授業では、それぞれの学校・学年で、“子どもの権利”について、工夫を凝らした授業が行われていました。子どもたちにとって“権利”という言葉は、とてもイメージしにくいものだったようですが、理解しようと一生懸命に考え、授業に参加している姿を見ることができました。

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」でも、子どもたちにもっと分かりやすく“子どもの権利”を伝えられるように広報・啓発をしていかなければと感じる授業参観でした。

② ゲストティーチャーとしての授業参画

玄海東小学校、大島中学校では、子どもの権利救済委員と子どもの権利相談員がゲストティーチャーとして授業に参画しました。

玄海東小学校では、子どもたちが、日常における子どもの権利をテーマにした“寸劇”を行い、子どもたちからの意見に対して、子どもの権利救済委員や子どもの権利相談員がコメントを述べました。“権利”という子どもにとってイメージしづらいものを、上手く日常生活の場面で捉えていて、考えやすく理解しやすい内容でした。子どもたちからも多くの意見が述べられ、子どもの権利救済委員や子どもの権利相談員とつても、子どもたちの考えを直接感じられる良い機会となりました。

大島中学校では、子どもの権利相談員より、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」のアンケートから見える子どもの姿について話をしました。また、宗像市子どもまつりで実施した、子どもの権利クイズラリーを再度実施しました。参観に来ていた保護者も一緒にチャレンジするなど、大人に向けての良い啓発活動にもなりました。

(6) むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」についてのアンケートの実施

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」では、平成26年度に、宗像市内の小学5年生、中学2年生を対象としたアンケートを初めて実施しました。アンケートの集計結果は、宗像市公式ホームページで公開しています。また、はぴくろ通信 vol.2 で特集記事にして掲載しました。

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」についてのアンケート

実施時期：平成26年6月30日～7月14日

対象者：宗像市内 小学5年生 890名 中学2年生 854名

回収率：97.8%

※ 調査結果を、本報告書の巻末資料（P37）に要約で掲載

(7) その他の活動

① 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2014in青森への参加

日時：平成26年10月11日（土）～12日（日）

場所：青森県総合社会教育センター及び青森県立図書館

内容：全体テーマ 子どもにやさしいまちをめざして

-いのち・暮らし・あそび・学び-

全体会 基調講演：子どものいのち・暮らしを基本においたあそび・学び

シンポジウム：Ⅰ 子どもの基本条例と子どもにやさしいまちづくり

Ⅱ 青年期まで見通した子どもの総合的な支援の展開

Ⅲ 子どもたちの学び・育ちを支えるまちづくりの視点

分科会 第1：子どもの相談・救済 第2：子どもの虐待防止

第3：子どもの居場所 第4：子ども参加

第5：子ども計画 第6：子ども条例

第7：学校における子どもの支援

※ 子どもの権利救済委員1名、子どもの権利相談員1名、事務局員1名、子ども育成課職員1名が参加しました。

② 子どもにやさしいまちづくり市民フォーラムへの参加

日時：平成26年11月29日（土）～11月30日（日）

場所：福岡市市民福祉プラザ（ふくふくプラザ）研修室 他

※ リレー報告で、宗像市の子ども基本条例制定から現在までの動きについて、子ども部部長が報告しました。また、分科会でも条例の成果としての子どもの権利相談室や子どもの居場所づくりについての発表を行いました。

③ 福岡 子どもにやさしいまち・子どもの権利研究会への支援と参加

日時：12月13日（土）/3月8日（日）

場所：福岡市NPO・ボランティア交流センターセミナールーム/福岡市市民福祉プラザ（ふくふくプラザ）研修室

内容：講演「高校生の実態から見える子どもの貧困」・報告「子ども施策全国自治体シンポジウムに参加して」/講演「子どもの権利条約と子どもにやさしいまち」

※ 12月13日に参加した研究会で、10月13日に青森県で行われた全国自治体シンポジウムについての参加報告をしました。

5. 平成 26 年度の総括と平成 27 年度に向けて

(1) 平成 26 年度の総括

① 相談・救済活動について

- 年間相談件数は、実件数 69 件、延件数 240 件でした。平成 25 年度（実件数 67 件、延件数 119 件）と比較すると、実件数はほぼ同数ですが、延件数が 2 倍以上に増加しました。実件数のうち、子どもが自分から直接相談してきたのは 39 件で、子どもへの周知が広まってきたといえます。

また、延件数の増加は、継続相談となるケースが増加し、一つの相談に対してより深く関わっている結果といえます。

- 救済活動については、申立て案件はありませんでしたが、子どもの権利救済委員による発意案件が 1 件ありました。内容は、市内子ども関係施設での不適切な処遇に関するもので、相談者は権利救済機関での申立ては希望しませんでした。案件の内容を鑑み、子どもの権利救済委員の発意案件として取り扱い、文書によりその対応について関係機関に報告を求めました。関係施設では、再発防止策がとられ、改善が見られました。今後も、子どもたちの最善の利益を守るため、相談内容を見極め対処していきます。

② 広報・啓発活動について

- 市内小中学校 22 校、高校 2 校の全児童生徒に対し、全校朝礼や全校集会等で、子どもの権利や基本条例についてプレゼンテーションを実施しました。むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」の周知をより徹底することができました。実施期間は、宗像市子どもの権利の日（11 月 20 日）の授業の前までに終了することを目標にし、ほとんどの学校で期間内に実施することができました。今後、各学校との連携をより一層計画的に進め、広報・啓発活動に取り組んでいきます。
- 宗像市子どもの権利の日の授業実践に、子どもの権利救済委員・子どもの権利相談員がゲストティーチャーとして授業参画しました。子どもたちとの交流を通して、子どもたちの考えを直接に感じたり、啓発したりする良い機会となりました。

③ その他

- 日本評論社発行の書籍、「子どもの権利研究」第 26 号『子どもの権利救済ガイドブック』に、宗像市子ども基本条例に基づく、子どもの相談・権利の救済・回復の取り組みが掲載されました。宗像市の先進的な取り組みを全国に紹介する良い機会になりました。

(2) 平成 27 年度の活動計画

新規事業【広報・啓発】

① イメージキャラクターの募集

- 平成 25 年 7 月に市内の小中高校生を対象に愛称を募集し、11 月 3 日（日・祝）の宗像市子どもまつりの会場で、子どもたちの投票によって愛称を「ハッピークローバー」に決定しました。平成 26 年度は、この愛称を周知することに重点を置きました。平成 27 年度は、「ハッピークローバー」のイメージキャラクターを募集し、様々な活動の中で効果的に活用していきます。また、愛称募集と同様に、子どもたちの参画によってキャラクターを決定します。

新規事業【相談方法】

① メール相談について

- むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」についてのアンケート結果では、メール相談をして欲しいという中学生からの要望が複数上がっていました。メール相談については、他の自治体で既に実施している所もありますが、一長一短があります。平成 27 年度は、先行実践している自治体等にメール相談の実際を学びながら、その有効性、方向性について検討します。

② 出張相談会について

- むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」についてのアンケートで、学校での相談や相談場所を増やして欲しいという意見が多数ありました。昼休みなどの時間帯を使うなど、出張相談会について検討します。

継続事業【広報・啓発】

① 宗像市子どもの権利の日の授業への参画

- 平成 26 年度は、市内全小中学校で、子どもの権利の日の授業が行われました。子どもの権利救済委員や子どもの権利相談員は、授業を多数参観したり、ゲストティーチャーとして、玄海東小学校や大島中学校の授業に参加しました。平成 27 年度は、十分に学校と打ち合わせをし、子どもの権利救済委員や子どもの権利相談員が、子どもたちの前で語る場を増やしていきます。

② 啓発活動について

- 平成 26 年度は、パワーポイントを活用して子どもたちに権利や相談についてプレゼンテーションしました。平成 27 年度は、具体的な子どもの権利についての意識や宗像市子ども基本条例についての啓発活動を行っていきます。
- 宗像市の公式ホームページを活用し、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」の活動や取り組みを紹介しています。ホームページを閲覧する人が増えるように、様々な場面で PR していきます。
- 小中学校までは、全員にリーフレットや「はぴくろ通信」の配布や、啓発活動を実施できますが、高校生への啓発がまだまだ不十分と言えます。そこで、高校生等への啓発をインターネットやポスター等を活用し、充実していきます。

6. 子どもの権利救済委員からのメッセージ

頼るちから

小坂 昌司 代表救済委員

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」が相談業務を始めて2年がたちました。

他の自治体にある同じような相談機関と比べても、相談の数は比較的多く、ハッピークローバーが子どもたちの相談場所として大切な役割を果たしていると言えます。これは、事務局を含む相談室のメンバーが学校訪問などのきめ細かい広報活動をしていることに加え、相談員2名が、相談をしてくる方々に寄り添って丁寧に相談に応じている結果だと思えます。

ところで、子ども自身が相談機関に電話をしたり出向いたりして相談することは、勇気がいることだと思います。「こんなこと相談していいのかなあ？」とか、「相談したら怒られるんじゃないかな？」と考えたりするかもしれません。

相談するのに勇気がいるというのは、子どもだけでなく大人でもそうだと思います。「相談機関」というのは、なんとなく敷居が高く、相談しづらい雰囲気があります。人によって、特に相談するのに抵抗感が強い方もいるようです。

そして、相談できないことが、子どもの虐待などにつながるケースもあるようです。相変わらず、子どもの虐待のニュースがなくなりません。虐待によって不幸な結果が生じてしまう背景には、虐待をする親が社会から孤立して悩みを深め、誰にも相談できないままに最悪の結果になってしまったという場合が少なくないようです。虐待事件取材した本などを読むと、虐待をしてしまう保護者の中には、子育てについて相談しようと思ったものの、相談できなかつたり、一度は相談しても、それ以降そうした機関から遠ざかってしまったという人もいます。そして、相談することが苦手な傾向は、子どもの頃から「人に頼ることで物事がうまく解決し、安心を得られた」という経験が少ないことも影響しているようです。

「競争社会」、「勝ち組、負け組」などと言われる中で（私はどちらも好きな言葉ではありませんが）、人に頼ることを「負けること」、「よくないこと」と否定的にとらえる傾向があるとすれば、ますます、人に頼りづらくなり、相談さえすれば解決できる問題に悩み続けながら生活する人が増えてしまうと思います。

子どもの頃から、「頑張る」ことを学ぶと同時に、「頑張ってもうまくいかないとき」や「困ったとき」は人に頼ってもいい、ということを実感し、「頼るちから」を育むことができれば、その子が大人になってからも、人の力を借りながら問題を解決していくことにつながると思います。

2年目のハッピークローバーの相談の中には、匿名の子どもからの相談も相当ありました。その内容は様々ですが、中には、かなり悩みを深めていると思われるものもあります。匿名の相談ですので、アドバイスはできても、一緒に動いて解決することは難しいです。また、話の内容から、具体的なアドバイスができず、ただ話をきいて共感することしかできない場合もあります。それでも、電話をかけてきた子どもたちは、「大人が自分の悩みを聞いて一緒に考えてくれた」と実感し、「困ったときは相談してもいいんだ。」と思ってくれるのかもしれません。そして、こうした経験自体が、子どもの頼るちからを育むことになっていけば嬉しく思います。

これからも、ハッピークローバーは、子どもにとって相談しやすい場所になるように、みんなで知恵を出し合って考えていきます。

「お・も・い・や・り」に支えられた宗像市の子ども達と共に

山本 裕子 救済委員

今年、宗像市内の中学校を卒業した 868 名子どもたちに、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」から卒業記念のクリアファイルが贈られました。透明のファイルにはハッピークローバーのロゴが印字されています。ファイルの中には、「ハッピークローバーはこれからもあなたを応援しますー宗像市子ども基本条例は 18 歳まで子どもの権利を守りますー」 と書かれたハピクロ通信増刊号が入れられました。また 3 月 13 日の卒業式には、7 つの中学校に卒業メッセージも届けられました。

中学校を卒業すると、子どもたちの生活圏は一挙に拡大します。子どもの権利相談員や宗像市子ども部の関係者は、宗像市子ども基本条例を忘れないで、困った時はいつでもハッピークローバーに繋がってほしいとの思いを込めて、この記念品を企画しました。子どもの権利救済委員会議でこの案が諮られた時、私は心温まる思いでした。宗像市ならではの「お・も・い・や・り」を感じたのです。権利救済委員会議の席ではいつも、宗像市の子どもたちがとても大切にされていることに心温まる思いです。

「子どもの権利救済委員会議」と聞けば、大変物々しいイメージを抱かれるのではないのでしょうか。しかし毎月開催されるこの会議はとても温かな話題に富み、救済委員として参加出来て良かった、との思いに満たされています。

今年度は、子ども育成課からの報告ー「むなかたタウンプレス」の連載記事「子どものやさしいまち むなかた」ーを見て、宗像市の子どもを取り巻く支援の歴史が長く、豊かなことに毎回驚かされました。その連載記事は、子ども基本条例第 6 条「豊かに育つ権利」を保障するための、市内 12 コミュニティーの取り組みを紹介したものです。学ぶこと、遊ぶこと、生活リズムが守られること、社会のルールについてきちんと教えてもらうことなど、正に第 6 条を具現化した地域活動が条例制定のずっと前から取り組まれており、既に豊かな経験の蓄積がされていることを教えられました。権利救済委員会議の議題はいつも満載です。子どもまつりの企画を検討したり、子どもの権利の日の授業参観の企画を協議したり、ハッピークローバーの新しいパンフレットの内容を協議したりと、子ども一色の議題が尽きることはありません。

子どもの権利救済活動の実際については本報告書にまとめられています。寄せられた相談も、大人たちの継続的な支援の意義を感じ取れることも多く、子どもたちの頑張りと明るい展望をみだせるものでした。充実した一年間の活動であったと思っています。

相談することでの子どもの自己確立

市川 雅美 救済委員

「むなかた子どもの権利相談室」通称ハッピークローバーの活動が本格的にスタートして2年経ちました。昨年度より全体的に相談数も増えております。

相談数が増えたことは、悩みを抱えている子どもが増えたことではありません。相談することができる子どもが増えたのだと私は思います。特に子ども自身からの電話相談（継続相談含め）が増えていることから、子どもたちがどうしても自身の力では問題を解決できない現状にあることが推測できます。

相談、といえば直接会ってお話をするもの、と考える方も多いでしょう。しかし、ここには子どもにとって大きな壁があります。たとえ相談していいよ、と言われても、自分のことを面と向かって話すにはとても勇気がいります。かなり緊張もするでしょう。大人であっても同様ですよ？ですから、電話で相談できるということは子どもにとって、抱えている悩みや問題を解決していく最初の重要なステップだと言えます。

相談を受ける側には、こうした子どもの内的資源（問題を解決していきたいと思ってる気持ち、など）を常に意識する姿勢が必要となります。これは、子どもとの信頼関係を創る、という相談を承ける側の使命、だからです。また、相談を受ける側には、学校や関係機関との連携など、その子どもに役に立つ外的資源も見極めてどのように利用するかを鑑みる姿勢も必要となります。

私たち大人は、社会常識やさまざまなルールを子どもに教える義務を有していますが、上記の意味からも問題を抱えた子ども中心に据えた支援について、改めて考えたり、見直したりすることも奢ることなくやっていくべきではないでしょうか。

現在、いじめや不登校、友人関係（人間関係）、学力等、悩んでいる子どものありよう浮き彫りになっています。これには、メディアや情報ツールの多様化も関係しているのでしょう。一方で、子どもたちが自己確立のための声をあげはじめたのではないかとも思うのです。自分が相手を選択し、自分のことについてすべてではなくても、話して（相談して）自身を表現し、解決したい、と願う子どもたちの声に、私たちは門戸を開き、襟を正して対応していきたいものです。そして、私たち大人も自身のありようについて見直す機会ももちたいものです。

ハッピークローバーの活動同様、子どもの権利救済委員として、これらさまざまなニーズに応えていけるように、努力をしてまいりたいと思います。

7. 資料

- 平成 26 年度むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」についてのアンケート結果
- 宗像市子ども基本条例
- 宗像市子ども基本条例施行規則
- 平成 26 年度子どもの権利救済委員・相談員・事務局員名簿

平成26年度

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」 についてのアンケート結果

実施期間 平成26年6月30日～7月14日

対象者 宗像市内 小学5年生 890名 中学2年生 854名

質問1

宗像市には、子どもの権利を守るための「宗像市子ども基本条例」があることを知っていますか？

答	知っている	知らない	無記入
小学5年生	23.8%	75.4%	0.8%
中学2年生	35.2%	64.6%	0.2%
全体	29.3%	70.1%	0.5%

宗像市子ども基本条例を知っていると答えたのは全体で、約3割でした。

中学生は、小学生よりもやや認知度は高いものの、まだまだ十分認知されているとは言えません。

今後、より一層、啓発活動が必要だと考えます。

質問2

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」を知っていますか？

答	知っている	知らない	無記入
小学5年生	88.2%	10.9%	0.9%
中学2年生	76.9%	23.1%	0%
全体	82.7%	16.8%	0.5%

全体の8割以上で「知っている」との回答がありました。

特に小学生の方が認知度が88.2%と高く、また、男女別では、女子の方が認知度が高い傾向が見られました。

質問3

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」が宗像市役所の中にあることを知っていますか？

答	知っている	知らない	無記入
小学5年生	60.8%	38.6%	0.6%
中学2年生	45.8%	54.1%	0.1%
全体	53.5%	46.1%	0.4%

全体の半数以上が「知っている」との回答でした。

小・中学校別では、小学生の方が認知度が高い傾向が見られました。

男女差はあまり見られませんでした。

質問 4

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」は、自分の名前を言わなくても相談できることを知っていますか？

答	知っている	知らない	無記入
小学5年生	67.9%	31.6%	0.5%
中学2年生	62.2%	37.8%	0%
全体	65.1%	34.7%	0.2%

全体の65%以上が「知っている」との回答でした。
小・中学生別では、小学生の方が高く、男女別では女子の認知度に大きな差が見られました。
後半の記述欄にも、匿名だから相談したいという意見が多数ありました。

質問 5

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」は、フリーダイヤル（無料）で電話相談ができることを知っていますか？

答	知っている	知らない	無記入
小学5年生	69.5%	29.8%	0.7%
中学2年生	63.2%	36.7%	0.1%
全体	66.5%	33.1%	0.4%

質問4と同じ程度の認知度でした。
匿名で相談ができるということ、フリーダイヤル（無料）で相談が出来るということは、子どもにとって好意的に受け取られているようです。

質問 6

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」は、相談したことを親にも先生にも秘密にしてくれることを知っていますか？

答	知っている	知らない	無記入
小学5年生	76.3%	23.4%	0.3%
中学2年生	64.1%	35.7%	0.2%
全体	70.4%	29.3%	0.3%

全体の7割以上が「知っている」と回答しています。
男女別では、男子より女子の方が「知っている」と回答しています。
各小・中学校での啓発活動で重点的に説明している成果の表れであると考えられます。

質問 7

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」には、子どもの救済制度があることを知っていますか？

答	知っている	知らない	無記入
小学5年生	42.4%	57.4%	0.2%
中学2年生	36.8%	63.1%	0.1%
全体	39.6%	60.2%	0.2%

子どもの権利救済・回復制度の認知度は全体の4割にも満たず、まだまだ十分とは言えません。
今後、啓発活動を通して認知度を上げていく必要があります。

質問8

むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」が子ども達に配っているカードを持っていますか？

答	持っている	持っていない	無記入
小学5年生	72.1%	27.8%	0.1%
中学2年生	49.1%	50.4%	0.5%
全体	60.9%	38.8%	0.3%

全体では、6割以上の子どもがカードを持っています。しかし、小・中学校別では、小学生が7割以上、中学生は半数しか持っていません。

このカードは、子どもにとって最後のセーフティネットとも考えられるので、今後も所持率が上がるよう啓発など取り組んでいく必要があります。

質問9

子どもには「安心して生きる権利」があることを知っていますか？

答	知っている	知らない	無記入
小学5年生	61.6%	38%	0.4%
中学2年生	60%	39.9%	0.1%
全体	60.8%	38.9%	0.2%

宗像市子ども基本条例の4つの権利の柱の中で、「安心して生きる権利」は全体で6割の認知度でした。

小・中学校別では、小学生の方が認知度が少し高くなっています。また、男女別では、男子の方が少し、認知度が高くなっています。

質問10

子どもには「自分らしく生きる権利」があることを知っていますか？

答	知っている	知らない	無記入
小学5年生	65.6%	33.7%	0.7%
中学2年生	62.9%	36.9%	0.2%
全体	64.3%	35.2%	0.5%

宗像市子ども基本条例の4つの権利の柱の中で、「自分らしく生きる権利」が一番認知度が高い結果でした。

小・中学校別では、小学生の方が認知度が少し高くなっています。また、男女別では、男子の方が少し認知度が高い傾向が見られます。

質問11

子どもには「豊かに育つ権利」があることを知っていますか？

答	知っている	知らない	無記入
小学5年生	63.5%	36%	0.5%
中学2年生	60.2%	39.4%	0.4%
全体	61.9%	37.7%	0.4%

宗像市子ども基本条例の4つの権利の柱の中で、「豊かに育つ権利」は2番目に高い認知度でした。

小・中学校別では、小学生の方が認知度が少し、高くなっています。また、男女別では、男子の方が少し認知度が高い傾向が見られます。

質問12

子どもには「意見を伝える権利」があることを知っていますか？

答	知っている	知らない	無記入
小学5年生	57.3%	42.3%	0.4%
中学2年生	55.9%	43.9%	0.2%
全体	56.6%	43%	0.4%

宗像市子ども基本条例の4つの権利の柱の中で、「意見を伝える権利」が小学生、中学生ともに一番低い認知度でした。

意見を伝えることの具体的な内容が十分に理解されていないからと考えられます。

質問13

あなたは今、どんなことで悩んだり、困ったりしていますか？

(複数回答可)

答	友だち	先生	家族	勉強	自分	その他	ない	無記入
小学5年生	13.7%	2%	7%	16%	11.7%	2.6%	45.4%	1.3%
中学2年生	13.8%	2%	6.2%	20.3%	9.9%	4.8%	40%	2.6%
全体	13.7%	2.2%	6.6%	18.4%	10.7%	3.7%	42.6%	1.9%

「悩みがない」と答えたのが、小学生45.4%、中学生40%でした。

「悩みがある」と答えた中で、多かった回答は、小学生「勉強」16%「友だち」13.7%、中学生「勉強」20.3%「友だち」13.8%でした。

小学生、中学生ともに「勉強」「友だち」についての悩み事が多い傾向が見られます。

質問14

あなたが、悩んだり、困ったりしている時には、誰に相談しますか？

(複数回答可)

答	親	先生	兄弟	友だち	その他	いない	無記入
小学5年生	41.2%	10%	11.1%	23.9%	2.3%	9.2%	2.3%
中学2年生	27.9%	8.5%	8.8%	43.1%	3.3%	5.3%	3.1%
全体	34.6%	9.3%	9.9%	33.4%	2.8%	7.3%	2.7%

小学生では、4割以上が親と答えています。友だちは3割です。

中学生では、友だちが4割以上、親が2割強となり、小学生の回答と逆転しています。

相談する人がいないと回答した子どもは、小学生9.2%、中学生5.3%いました。

特に、相談する人がいないという子ども達のためにも受け皿として「ハッピークローバー」が重要だと言えます。

質問15

もし悩みがあるときは、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」に相談してみようと思いますか？

答	思う	思わない	無記入
小学5年生	33.6%	65.7%	0.7%
中学2年生	27%	70.9%	2.1%
全体	30.4%	68.2%	1.4%

相談してみようと思っていると回答した子どもは、3割でした。7割の子どもは、すでに相談する相手がいるからなどの理由から相談しようと思っていないとの回答でした。

記述回答

質問13・14のその他の内訳を下記に示しています。

質問13 あなたは今、どんなことで悩んだり、困ったりしていますか？

	小5	中2	計
1 習い事	5	1	6
2 将来の事	2	5	7
3 体の事	2	1	3
4 部活動の事	1	9	10
5 先輩の事		1	1
6 その他(恋愛など)		5	5
計	10	22	32

質問14 あなたが、悩んだり、困ったりしている時には、誰に相談しますか？

	小5	中2	計
1 祖母	7	2	9
2 祖父	4	2	6
3 従兄弟	1		1
4 先輩		3	2
5 部活		3	2
6 その他(自分、ペットなど)	1	3	4
計	13	13	24

記述回答 2

質問15で、もし悩みがあるときは、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」に相談してみようと思いますか？の回答の理由をを下記に示しています。

自由記述について：類似した記述をカテゴリー別に集約しました。各カテゴリーに属する記述の数を下記に表記します。

質問15 相談しようと思うと答えた理由の内訳

内容	小5	中2	計
1 秘密にしてくれるから	66	45	111
2 悩みがあるので解決したい	41	16	57
3 気持ちがスッキリするから（楽になる、落ち着くなど）	35	21	56
4 解決してくれるから（助けてくれるからなど）	35	31	66
5 真剣に聞いてくれそうだから （何でも相談できそう、丁寧など）	34	23	57
6 身近な人に言えないから	23	12	35
7 匿名で相談できるから	20	7	27
8 安心・信用できるから	18	23	41
9 誰かに相談したい（困ったときに相談できるなど）	15	13	28
10 専門家に相談したい（親以外に相談したいからなど）	8	6	14
11 無料で相談できるから	7	6	13
12 理解してもらえそう	5	6	11
13 自分の意見が言える	2	1	3
14 その他	8	4	12
計	317	214	531

記述回答 3

質問15で、もし悩みがあるときは、むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」に相談してみようと思いますか？の回答の理由をを下記に示しています。

自由記述について：類似した記述をカテゴリー別に集約しました。各カテゴリーに属する記述の数を下記に表記します。

質問15 相談しようと思わないと答えた理由の内訳

内容	小2	中5	計
1 相談する人がいるから（親・兄弟・友だち・先生など）	176	99	275
2 悩みがない（大丈夫・大したことではないなど）	67	63	130
3 自分で解決できるから	40	26	66
4 親が気になるから（親に怒られる・あやしまれる・聞かれるなど）	30	6	36
5 知らない人には相談したくない	30	37	67
6 めんどくさい（興味がない・相談したくないなど）	28	66	94
7 解決できないから	27	26	53
8 恥ずかしいから	23	5	28
9 信用できない	23	25	48
10 秘密が漏れるから	15	13	28
11 話にくい	13	18	31
12 相談場所や相談方法がわからない	12	9	21
13 時間がない	11	13	24
14 勇気がない	3	3	6
15 迷惑をかけたくない	0	3	3
16 その他	1	0	1
計	499	412	911

記述回答 4

質問16：むなかた子どもの権利相談室「ハッピークローバー」にしてほしいことは何ですか？

自由記述について：類似した記述をカテゴリー別に集約しました。各カテゴリーに属する記述の数を下記に表記いたします。

内容	小2	中5	計
1 相談を解決・充実してほしい（ポスト、アンケートの実施など）	60	35	95
2 このままでいい	27	5	32
3 場所を増やしてほしい（近所に欲しいなど）	17	3	20
4 子どものための活動をしてほしい	14	5	19
5 いじめを解決してほしい	13	4	17
6 秘密をまもってほしい	13	4	17
7 学校・家に来てほしい（出張相談をしてほしいなど）	12	6	18
8 啓発をしてほしい（ポスターやカードの配布など）	11	5	16
9 時間や日数を増やしてほしい（土日にしてほしいなど）	10	12	22
10 パトロールをしてほしい	5	0	5
11 イベントをしてほしい	3	2	5
12 してほしくない	2	2	4
13 メールで相談したい	0	2	2
14 その他	9	9	18
計	196	94	290

○宗像市子ども基本条例

平成24年3月30日

条例第13号

改正 平成25年3月28日条例第8号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 子どもの権利（第4条—第8条）

第3章 保護者、市民等、子ども関係施設及び市の役割（第9条—第12条）

第4章 子どもにやさしいまちづくり（第13条—第17条）

第5章 啓発（第18条—第20条）

第6章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復（第21条—第26条）

第7章 施策の検証（第27条）

第8章 雑則（第28条）

附則

子どもは、夢と希望に満ちた、かけがえのない存在です。また、どの子ども自分らしく健やかに成長し、伸びる可能性を持っています。

その可能性の芽を摘み取らずに成長させることが、今、大人に問われています。

子どもは、一人ひとりが権利の主体です。あらゆる差別や暴力から守られ、豊かな愛情のもとで、生き、育ち、参加する権利があります。

大人は、子どもの最善の利益を保障しなければなりません。そのためには、子どもの気持ちをしっかりと受け止め、一緒に考えたり、体験させたり、教え導いていくことが大切です。

宗像市は、昔から交通や文化の要衝の地であり、人と人のふれあいを大切にしてきたまちです。今もその精神がいきづいています。

子どもは、そのふれあいの中で、自分と同じように相手のことを大切にする心や、社会の一員としての役割やルールを学ぶことができます。

子どもが自らの可能性を伸ばし、自分の将来に夢を持てるまちは、すべての人にやさしく、希望に満ちたまちになります。

宗像市は、「子どもの権利」「大人の責務」「子どもにやさしいまち」を3つの柱とし、子どもの健やかな成長が保障されるまちづくりを、子どもも大人も共に手を取り合って進め

ていくことを宣言し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの権利を守るために、保護者、市民等、子ども関係施設及び市の責務並びに役割を明らかにするとともに、子どもにやさしいまちづくりの推進に関する施策の基本となる事項並びに子どもの権利侵害の救済及び回復に関する事項を定めることにより、将来にわたって子どもの権利及び健やかな成長が保障されることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 市内に住所を有する18歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 親又は親に代わり子どもを養育する立場にある者をいう。
- (3) 市民等 次に掲げるものをいう。ただし、第1号に規定する子ども及び市外に住所を有する18歳未満の者を除く。
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内の事務所又は事業所に勤務する者
 - ウ 市内の学校に在学する者
 - エ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (4) 子ども関係施設 次に掲げる施設をいう。
 - ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設
 - イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校
 - ウ 社会教育法（昭和24年法律第207号）に規定する各種施設
 - エ その他子どもが関係する施設

(責務)

第3条 保護者は、子どもの成長及び発達についての第一義的責任を持つことを認識し、その養育する子どもの権利を保障しなければならない。

2 市民等は、子どもに関わる場又は機会において、子どもの権利を保障しなければならない。

3 子ども関係施設の設置者、管理者及び職員（以下「施設関係者」という。）は、子ども関係施設において、子どもの権利を保障しなければならない。

4 市は、あらゆる施策を通じて子どもの権利を保障しなければならない。

5 保護者、市民等、施設関係者及び市は、前各項の責務を果たすに当たっては、お互いの立場を尊重し、協力して取り組まなければならない。

第2章 子どもの権利

(安心して生きる権利)

第4条 子どもは、安心して生きる権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。

- (1) 命が守られ、尊重されること。
- (2) 愛情及び理解をもって育まれること。
- (3) 温かい家庭の中で、家族と共に生活すること。
- (4) 平和で安全な環境の下で生活すること。
- (5) あらゆる差別及び暴力を受けず、放置されないこと。
- (6) 健全な発達を阻害する環境から守られること。

(自分らしく生きる権利)

第5条 子どもは、自分らしく生きる権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。

- (1) 個性が尊重され、その個性を伸ばすこと。
- (2) 自分で考え、判断し、行動すること。
- (3) プライバシーが守られること。
- (4) 子どもであることにより、不当な取扱いを受けないこと。

(豊かに育つ権利)

第6条 子どもは、様々な経験を通して豊かに育つ権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。

- (1) 学ぶこと。
- (2) 遊ぶこと。
- (3) 生活のリズムが守られること。
- (4) 良い事、悪い事及び社会のルールについてきちんと教えてもらうこと。

(意見を表明する権利)

第7条 子どもは、自ら社会に参加し、意見を表明する権利を有しており、その権利を保障するため、主として次に掲げることが保障されなければならない。

- (1) 自分の気持ち又は考えを表現するために必要なコミュニケーションの力を伸ば

す機会が得られること。

(2) 自分の気持ち又は考えを表明し、尊重されること。

(3) 意思決定に参加すること。

(4) 社会参加に関して、適切な支援が受けられること。

(子どもの役割)

第8条 子どもは、自分の権利が尊重されるのと同様に、他の者の権利を尊重するよう努めなければならない。

2 子どもは、他の者の権利を侵害する行為をしないよう努めなければならない。

3 子どもは、家庭又は社会の一員としての役割を果たすよう努めなければならない。

第3章 保護者、市民等、子ども関係施設及び市の役割

(保護者の役割)

第9条 保護者は、子どもの最善の利益を第一に考え、かつ、愛情をもって子どもの成長及び発達に応じた養育をしなければならない。

2 保護者は、子どもの年齢に応じた心身の発達に関する知識及び養育について習得するよう努めなければならない。

3 保護者は、子どもが基本的な生活習慣及び社会性を身に付けるよう努めなければならない。

4 保護者は、虐待その他の子どもの権利を侵害することをしてはならない。

5 保護者は、子どもの発達に有害なものから子どもを保護しなければならない。

6 保護者は、子どもの個性に応じ、教育を受けさせるとともに、文化、芸術又はスポーツに接する機会を作るよう努めなければならない。

(市民等の役割)

第10条 市民等は、子どもは「社会の宝」であると認識し、子どもを温かく見守り、子どもが安心して過ごすことができるよう努めなければならない。

2 市民等は、地域において、子どもが意見を表明し、又は参加する機会を設けるよう努めなければならない。

3 市民等は、子どもが社会のルールに反する行為をしたときは、注意し、若しくは指導し、又は関係機関等に通報し、若しくは連絡しなければならない。

(子ども関係施設の役割)

第11条 子ども関係施設は、子どもの最善の利益を第一に考え、かつ、愛情をもって指導又は援助を行い、子どもを育成しなければならない。

- 2 子ども関係施設は、子どもの年齢又は個性に応じて、自主的な活動を支援しなければならない。
- 3 施設関係者は、子どもの育ち及び気持ちについて理解し、把握できる力を身に付けなくてはならない。
- 4 子ども関係施設は、いじめ等の防止に努めるとともに、相談しやすい環境を整備しなければならない。

(市の役割)

第12条 市は、子どもの権利を保障するため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携するとともに、必要な施策を実施しなければならない。

- 2 市は、保護者、市民等及び子ども関係施設がそれぞれの責務と役割を果たすことができるよう、必要な支援をしなければならない。
- 3 市は、子ども自ら又は保護者等を通じて、市政等に関する意見を求めるよう努めなければならない。
- 4 市は、虐待、いじめその他の子どもの権利を侵害する行為の防止及び早期発見に努めなければならない。
- 5 市は、前項の取組において被害を受けた子どもを発見したときは、その保護及び救済に努めるとともに、関係機関と協力し、必要な支援をしなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、市は、さまざまな方法を通して、子どもの権利の普及及び啓発に努めなければならない。

第4章 子どもにやさしいまちづくり

(施策の推進)

第13条 市は、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりの施策を推進するため、行動計画を策定しなければならない。

- 2 市は、行動計画を策定し、又は見直すときは、第27条の次世代育成支援対策審議会の意見を聴かななければならない。
- 3 市は、行動計画を策定し、又は見直したときは、速やかにその内容を公表しなければならない。

(子どもの居場所づくり)

第14条 市、市民等及び施設関係者は、地域において、子ども同士が遊び等の体験を通じ、豊かに成長できるよう、安全で安心な居場所づくりに努めなければならない。

- 2 市は、自主的に居場所づくりをしている市民等との連携を図り、その支援に努めな

ればならない。

(子どもの意見表明の機会の提供)

第15条 市は、子どもが意見表明を行うことができる機会を設けるよう努めなければならない。

(子育て支援)

第16条 市、市民等及び施設関係者は、保護者が安心して子育てをすることができるよう支援しなければならない。

2 市、市民等及び施設関係者は、保護者の子育て及び仕事の両立を支援するとともに、子どもが健やかに成長できる環境づくりに努めなければならない。

(健全な発達を阻害する環境からの保護)

第17条 市、市民等及び施設関係者は、健康に有害なもの、性的虐待、過激な暴力等の有害な情報その他の子どもの健全な発達を阻害する環境から子どもを保護し、又はその環境を改善するよう努めなければならない。

第5章 啓発

(啓発)

第18条 市は、子どもの権利の普及及び啓発に努めるものとする。

(学習等への支援)

第19条 市は、家庭教育、学校教育及び社会教育の場において、子どもの権利についての学習及び研修が推進されるよう、必要な教育環境の整備に努めなければならない。

2 市は、施設関係者、医師又は保健師等の子どもの権利に職務上関係のある者に対し、子どもの権利についての理解がより深まるよう、研修の機会を提供するよう努めるものとする。

3 市は、子どもが自主的に行う子どもの権利についての学習等の取組に対し、必要な支援に努めるものとする。

(子どもの権利の日)

第20条 市は、子どもの権利についての関心及び理解を深めるため、宗像市子どもの権利の日(以下「権利の日」という。)を設ける。

2 権利の日は、11月20日とする。

3 市は、権利の日の趣旨にふさわしい事業を行うものとする。

第6章 子どもの権利の侵害に対する救済と回復

(子どもの権利救済委員)

第21条 市は、子どもの権利の侵害に迅速かつ適切に対応し、その救済及び権利の回復を支援するため、宗像市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」という。）を置く。

2 救済委員は、3人以内とする。

3 救済委員は、子どもの権利、福祉、教育等に関して知識経験を有する者のうちから、市長が選任する。

4 救済委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 救済委員は、任期の満了以外は、その意に反して職を解かれない。

6 前項の規定にかかわらず、市長は、救済委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は救済委員としてふさわしくない行為があると認める場合においては、その職を解くことができる。

（救済委員の職務）

第22条 救済委員は、次に掲げる職務を行う。

（1）子どもの権利の侵害について、子どもその他関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。

（2）権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査又は関係者間の調整をすること。

（3）子どもが権利の侵害を受けていると認めるときに、自らの判断で調査すること。

（4）必要と認めるときに、子どもの権利を侵害した者に対して、是正措置を講ずるよう勧告し、又は制度等の改善を要請すること。

（5）前号の勧告又は要請に対する是正措置又は制度等の改善の状況等の報告を求めること。

2 救済委員は、前項の職務を行うに当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。

（1）職務上知り得た秘密を漏らさないこと。その職を退いた後も同様とする。

（2）人権について十分に配慮すること。

（3）関係機関等と協力すること。

（救済委員に対する支援及び協力）

第23条 市は、救済委員の独立性を尊重し、その活動を積極的に支援しなければならない。

2 保護者、市民等及び子ども関係施設は、救済委員の活動に協力するよう努めなければ

ならない。

(勧告又は要請への対応)

第24条 市は、救済委員から勧告又は要請を受けたときは、速やかに、その対応状況等を報告しなければならない。

2 市以外のものは、救済委員から勧告又は要請を受けたときは、速やかに、その対応状況等を報告するよう努めなければならない。

(勧告又は要請等の内容の公表)

第25条 救済委員は、必要と認めたときは、勧告若しくは要請又はその対応状況等を公表することができる。

(報告等)

第26条 救済委員は、毎年の活動状況等を市長に報告し、市民に公表する。

第7章 施策の検証

(子どもの権利の保障状況の検証)

第27条 市は、この条例による施策、行動計画の実施状況及び子どもの権利の保障状況について毎年度検証を行わなければならない。

2 前項の検証に当たっては、宗像市次世代育成支援対策審議会条例（平成25年条例第8号）に規定する宗像市次世代育成支援対策審議会に対し、諮問するものとする。

3 市長その他の執行機関は、審議会の報告又は提言を尊重し、必要な措置をとるものとする。

(平25条例8・一部改正)

第8章 雑則

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第6章及び第7章の規定は平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項の規定により策定されている計画は、この条例の相当規定に基づき策定された行動計画とみなす。

3 第22条の規定は、この規定の施行の日（以下「施行日」という。）前3年から施行日の前日までに生じた子どもの権利の侵害に関わる事項についても適用するものとする。

（準備行為）

4 第21条第3項の規定による救済委員の選任に関し必要な行為は、同項の規定の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成25年3月28日条例第8号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

○宗像市子ども基本条例施行規則

平成24年12月28日

規則第43号

(趣旨)

第1条 この規則は、宗像市子ども基本条例（平成24年宗像市条例13号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(兼職等の禁止)

第3条 条例第21条第1項に規定する宗像市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」という。）には、次に掲げる者を選任することができない。

- (1) 衆議院議員若しくは参議院議員若しくは地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員
- (2) 市と取引関係のある法人その他の団体の役員又は救済委員の公平かつ適切な職務遂行に利害関係を有する職業の者
- (3) 市内の学校の教職員その他市の子どもの直接指導することを主たる職務とする職業等に現に従事している者又はその職を退いてから3年を経過していない者

(代表救済委員)

第4条 救済委員のうち1人を代表救済委員とし、救済委員の互選により定める。

2 代表救済委員に事故があるとき、又は代表救済委員が欠けたときは、他の救済委員がその職務を代理する。

(救済委員会議)

第5条 代表救済委員は、次に掲げる事項を協議するため、救済委員会議を招集することができる。

- (1) 救済委員の職務執行の方針に関すること。
- (2) 活動状況の報告に関すること。
- (3) その他救済委員の協議により必要と認めること。

(子どもの権利相談員)

第6条 救済委員の職務を補助するため、宗像市子どもの権利相談員（以下「相談員」という。）を置く。

2 条例第21条第3項及び第22条第2項並びに第3条第1号及び第2号の規定は、相

談員について準用する。

3 相談員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。
- (2) 救済委員の補助として子どもの権利に関する調査をすること。
- (3) 子どもの権利の普及に関すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、子どもの権利の救済及び回復のために必要なこと。
(相談及び救済の申立て)

第7条 子ども、保護者、市民等及び施設関係者は、子どもの権利の侵害について相談し、又は権利の侵害からの救済を求めることができる。

2 相談又は救済の申立て（以下「申立て」という。）の受付は、救済委員及び相談員が行う。

（申立ての手続き）

第8条 救済の申立てを行おうとする者は、文書又は口頭により次に掲げる事項を申立てることとする。

- (1) 申立人の氏名、年齢、住所及び電話番号
- (2) 申立人が子どもである場合は、在学する学校、入所している施設又は勤務先の名称及び所在地
- (3) 申立ての趣旨
- (4) 申立ての原因となる権利の侵害があった日
- (5) 権利の侵害の内容
- (6) 他の機関への相談等の状況

2 文書による申立ては、救済申立書（様式第1号）を用いるものとする。

3 救済委員及び相談員は、口頭による申立てがあったときは、第1項の事項について聴き取り、口頭救済申立書（様式第2号）に記録しなければならない。

（調査）

第9条 救済委員は、申立てがあった場合は、その申立てについて調査するものとする。

ただし、その申立てが次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 裁判等により確定した権利関係に関するとき。
- (2) 裁判所において争訟中又は行政庁において不服申立ての審理中である権利関係に関するとき。

- (3) 議会に請願又は陳情を行っているとき。
 - (4) 申立ての原因となる権利の侵害があった日から3年を経過しているとき。ただし、正当な理由があるときは除く。
 - (5) 条例又は規則に基づく救済委員又は相談員の行為に関するとき。
 - (6) 申立てに重大な偽りがあるとき。
 - (7) 申立に具体的な権利の侵害が含まれないとき。
 - (8) 前各号に定めるもののほか、救済委員が調査することが適当でないと認めるとき。
- 2 救済委員は、権利の侵害を受けた子ども又はその保護者以外の者から申立てがあった場合又は条例第22条第1項第3号の規定により調査する場合は、その子ども及び保護者の同意を得て調査しなければならない。ただし、その子どもが置かれている状況などを考慮し、救済委員がその必要がないと認めるときは、この限りではない。
- 3 救済委員は、第1項ただし書の規定により調査を行わない場合は、理由を付して、申立人に速やかに通知しなければならない。
- (調査の中止等)
- 第10条 救済委員は、調査を開始した後においても、次に該当する場合は、調査を中断し、又は中止することができる。
- (1) 申立てが、前条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。
 - (2) 申立人から救済申出取下げ書(様式第3号)が提出されたとき。
- 2 救済委員は、前項第1号により調査を中断し、又は中止したときは、申立人及び前条第2項の同意を得た者(以下「申立人等」という。)に対して、速やかに通知しなければならない。
- (市に対する調査等)
- 第11条 救済委員は、市に対して調査を開始するときは、あらかじめ通知しなければならない。
- 2 救済委員は、調査のために必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため、必要な限度において、市に資料の提出又は説明を求めることができる。
 - 3 救済委員は、調査の結果必要があると認めるときは、権利の侵害の是正のための関係者間の調整(以下「調整」という。)をすることができる。
 - 4 救済委員は、調査又は調整の結果について、申立人等に速やかに通知しなければならない。

(市以外のものに対する調査等)

第12条 救済委員は、調査のため必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害に関する救済を図るため、必要な限度において、市以外のものに資料の提出又は説明を求めることができる。

2 救済委員は、調査の結果必要があると認めるときは、市以外のものに調整について協力を求めることができる。

3 救済委員は、調査又は調整の結果について、申立人等に速やかに通知しなければならない。

(身分証明書の提示)

第13条 救済委員及び相談員は、調査をするときは、その身分を示す証明書(様式第4号)を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(勧告などの実施)

第14条 条例第22条第1項第4号の規定に基づく勧告又は要請は、書面により行う。

2 救済委員は、勧告又は要請を行ったときは、その概要を申立人等に通知する。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

<p>救済申立書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>（あて先） 宗像市子どもの権利救済委員</p> <p style="text-align: center;">（申立人） 氏 名 _____（ 歳） 郵便番号 _____ 住 所 等 _____ 電話番号 _____ 救済を必要とする子どもとの関係 _____ 学校、施設、勤務先等の名称及び所在地 _____</p> <p>宗像市子ども基本条例施行規則第8条第2項の規定により、下記のとおり子どもの権利の救済を申し立てます。</p>
<p>(1) 救済を必要とする子どもの氏名等</p> <p>氏名 _____ 年齢 _____ 保護者の氏名 _____ 郵便番号 _____ 住所等 _____ 電話番号 _____ その他 _____</p>
<p>(2) 申立ての理由となった事実の概要</p> <p>①救済を求めることは、どのようなことですか。 _____</p> <p>②いつ、どこで、起こったことですか。 _____</p> <p>*どのような問題なのかを(6)で説明してください。</p>
<p>(3) 他の制度への相談・申立て等の有無 [なし ・ あり]</p> <p>（ありの場合、その制度名を記入） _____</p>
<p>(4) 添付資料の有無 [なし ・ あり (_____ 枚)]</p>
<p>(5) 通知方法に関する希望 [文書 ・ その他 (_____)]</p>
<p>(6) 申立ての理由となった問題についての説明等</p> <p>_____</p>
<p>備考</p>

様式第2号（第8条関係）

口頭救済申立書 年 月 日	
宗像市子ども基本条例施行規則第8条第3項の規定により、子どもの権利の救済の申立てを口頭にて下記のとおり受け付けました。	
受付者 _____ 印 _____	
(1) 口頭により申し立てた者の氏名等 氏名 _____ 年齢 _____ 保護者の氏名 _____ 郵便番号 _____ 住所等 _____ 電話番号 _____ 救済を必要とする子どもとの関係 _____ 学校、施設、勤務先等の名称及び所在地 _____	
(2) 救済を必要とする子どもの氏名等 氏名 _____ 年齢 _____ 保護者の氏名 _____ 郵便番号 _____ 住所等 _____ 電話番号 _____ その他 _____	
(3) 申立ての理由となった事実の概要 ①救済を求めることは、どのようなことか。 _____ ②いつ、どこで、起こったことか。 _____ *どのような問題なのかを(7)に記述	
(4) 他の制度への相談・申立て等の有無 [なし ・ あり] (ありの場合、その制度名を記入) _____	
(5) 添付資料の有無 [なし ・ あり (_____ 枚)]	
(6) 通知方法に関する希望 [文書 ・ その他 (_____)]	
(7) 申立ての理由となった問題についての説明等	
備考	

様式第3号（第10条関係）

救済申出取下げ書	年 月 日
（あて先） 宗像市子どもの権利救済委員	
（申立人）	
氏 名 _____（ 歳）	
郵便番号 _____	
住 所 等 _____	
電話番号 _____	
救済を必要とする子どもとの関係 _____	
学校、施設、勤務先等の名称及び所在地 _____	
年 月 日付で申請した申立てについては、次のとおり取り下げます。	
取り下げの理由	
備考	

様式第4号（第13条関係）

1 宗像市子どもの権利救済委員

（表）

5.5cm	身分証明証					
	号	横 2.5cm 縦 3.0cm				第
		職 名	宗像市子どもの権利救済委員			
		氏 名				
		生年月日	年	月	日	
		有効期限	年	月	日	
		上記の者は、宗像市子ども基本条例第21条第1項の規定に基づく宗像市子どもの権利救済委員であることを証明する。				
		年	月	日	宗 像 市 長	
	印					

9.0cm

（裏）

宗像市子ども基本条例（抜粋）	
（子どもの権利救済委員）	
第21条 市は、子どもの権利の侵害に迅速かつ適切に対応し、その救済及び権利の回復を支援するため、宗像市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」という。）を置く。	
（救済委員の職務）	
第22条 救済委員は、次に掲げる職務を行う。	
（1）子どもの権利の侵害について、子どもその他関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。	
（2）権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査又は関係者間の調整をすること。	
（3）子どもが権利の侵害を受けていると認めるときに、自らの判断で調査すること。	
（4）必要と認めるときに、子どもの権利を侵害した者に対して、是正措置を講ずるよう勧告し、又は制度等の改善を要請すること。	
（5）前号の勧告又は要請に対する是正措置又は制度等の改善の状況等の報告を求めること。	

2 宗像市子どもの権利相談員

(表)

5.5cm	身分証明書		第
	号	横 2.5cm 縦 3.0cm	
	職 名	宗像市子どもの権利相談員	
	氏 名	名	
	生年月日	年	月 日
	上記の者は、宗像市子ども基本条例施行規則第6条第1項の規定に基づき宗像市子どもの権利相談員であることを証明する。		
	年	月	日
		宗 像 市 長	
	印		

9.0cm

(裏)

宗像市子ども基本条例施行規則（抜粋）	
（子どもの権利相談員）	
第6条 救済委員の職務を補助するため、宗像市子どもの権利相談員（以下「相談員」という。）を置く。	
2 略	
3 相談員は、次に掲げる職務を行う。	
(1)権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から相談を受け、その救済及び権利の回復のために、助言又は支援をすること。	
(2)救済委員の補助として子どもの権利に関する調査をすること。	
(3)子どもの権利の普及に関すること。	
(4)前3号に定めるもののほか、子どもの権利の救済及び回復のために必要なこと。	



平成26年度 宗像市子どもの権利救済・回復活動報告書

平成27年6月発行

発行：宗像市子どもの権利救済委員・むなかた子どもの権利相談室

住所：〒811-3492

福岡県宗像市東郷一丁目1番1号（宗像市役所西館1階）

電話：0940-36-9094

FAX：0940-37-3046

（子ども専用フリーダイヤル）0120-968-487

宗像市公式ホームページ：<http://www.city.munakata.lg.jp>